

三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画

令和 2 年 10 月

水産王国みえの復活とさらなる発展に向けて

三重県知事 鈴木 英敬



本県の水産業は、豊かな海や河川の恵みを享受し、漁村地域の主幹産業として、全国有数の生産量を誇っており、安全で安心な水産物の安定供給や、観光業などの幅広い産業と密接に連携した地域経済の発展、漁村文化や漁村コミュニティの形成などに大きく貢献してきました。

これまで、県では、平成24年3月に策定した「三重県水産業・漁村振興指針（平成28年3月改定）」に基づき、漁業者の皆さんや関係団体等とともに、県産水産物の高付加価値化や担い手の確保・育成、資源管理や漁場環境の保全、水産基盤の整備などの施策を計画的に進めてきました。

こうした取組により、漁業者1人あたりの漁業生産額で目標を達成するなどの成果も得られましたが、一方で、水産資源の減少、漁場環境の悪化や漁業者の高齢化、気候変動等による海洋環境の変化、新型コロナウイルス感染症の拡大など、水産業や漁村を取り巻く情勢は厳しさを増しています。

このような中、本県の水産業が情勢の変化に的確に対応し、水産物の安定的な供給が確保されるとともに、漁村文化の継承をはじめとする漁村の役割が将来にわたって持続的に發揮されるよう、県では、令和元年度に、SDGsやSociety 5.0などの新たな視点も踏まえ、「三重県水産業及び漁村の振興に関する条例」を制定しました。

今回、条例に基づき「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」を策定し、将来わたって、水産業が安定的に継続され、県民の皆さんが豊かな県産水産物のすばらしさを実感できるよう、漁業が継続的に行われ漁業者が一定以上の所得を確保している姿や、様々な世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に継承できる魅力ある水産業及び漁村が確立している姿、災害に強く生産性が高い水産業と安心で快適な漁村が構築されている姿の実現をめざして、施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

県では、新たな基本計画のもとで、「水産王国みえ」の復活とさらなる発展に向け、水産業者等、市町、県民の皆さんと一体となり、本県水産業及び漁村の振興に全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年10月

目 次

知事メッセージ

水産王国みえの復活とさらなる発展に向けて

第 1 基本計画策定の考え方 ······	1
1 基本計画策定の趣旨	
2 基本計画の位置付け	
第 2 三重県の水産業及び漁村を取り巻く情勢 ······	2
1 水産業及び漁村を取り巻く情勢の変化	
2 本県水産業及び漁村の現状	
2-1 漁業生産の現状	
2-2 漁業経営の現状	
2-3 水産基盤整備及び漁村の現状	
第 3 基本的な方針及び主要な目標 ······	21
1 基本的な方針	
2 主要な目標	
3 基本計画の期間	
第 4 基本的施策 ······	23
1 基本的な施策の展開方向	
1-1 水産資源の維持及び増大と競争力のある養殖業の構築	
1-2 多様な担い手の確保及び育成と経営力の強化	
1-3 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築	
1-4 その他の施策	
2 漁業種類別の施策の展開方向	
2-1 船びき網漁業及びまき網漁業	
2-2 定置漁業	
2-3 一本釣・刺し網・はえ縄等沿岸漁業	
2-4 底びき網漁業	
2-5 採貝漁業	

2-6	海女漁業
2-7	魚類養殖
2-8	藻類養殖
2-9	貝類養殖
2-10	真珠養殖
3	地域別（水域別）の施策の展開方向
3-1	伊勢湾地域
3-2	鳥羽・志摩地域
3-3	熊野灘地域
3-4	内水面地域
第5	計画の推進体制
1	推進体制
2	進捗管理
参考資料	66
1	用語の解説
2	三重県水産業及び漁村の振興に関する条例

第1 基本計画策定の考え方

1 基本計画策定の趣旨

三重県は、千キロメートル以上にも及ぶ海岸線を有し、静穏で遠浅の砂浜が広がる伊勢湾、リアス海岸の志摩半島、黒潮の影響を強く受ける熊野灘、さらには宮川をはじめとする大小の河川など、豊かな漁場に恵まれ、漁船漁業のほか、伝統的な海女漁業や本県が技術発祥の地である真珠養殖業など、地域の特性を活かして古くから多種多様な水産業が営まれてきました。

また、本県の水産業は、豊かな海や河川の恵みを享受し、漁村地域の主幹産業として、全国有数の生産量を誇っており、安全で安心な水産物の安定供給や、観光業などの幅広い産業と密接に連携した地域経済の発展、漁村文化や漁村コミュニティの形成などに大きく貢献してきました。

しかしながら、水産資源の減少、漁場環境の悪化や漁業者の高齢化、気候変動等による海洋環境の変化、新型コロナウイルス感染症の拡大など、水産業や漁村を取り巻く情勢は厳しさを増しています。

このような中、本県の水産政策を次のステージへとさらに発展させるため、水産業者等、市町、県民の皆さんと一体となり、本県水産業及び漁村の振興に総合的、持続的に取り組んでいけるよう、SDGs*やSociety 5.0*などの新たな視点も踏まえ、「三重県水産業及び漁村の振興に関する条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）は、「水産王国みえ」の復活とさらなる発展に向けて、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方針や主要な目標、基本的施策の実施に関し必要な事項等を定めるものです。

2 基本計画の位置付け

この基本計画は、条例第8条の規定に基づく基本計画として知事が定めるもので、「水産王国みえ」の復活とさらなる発展に向け、本県水産業及び漁村の振興に関する施策の基本となるものです。

また、この基本計画における内水面漁業に関する事項については、「内水面漁業の振興に関する法律」（平成26年法律第103号）第10条の規定に基づく、県計画に位置付けるものです。

第2 三重県の水産業及び漁村を取り巻く情勢

1 水産業及び漁村を取り巻く情勢の変化

○国は、資源管理措置、漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す「漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号、令和2年12月1日施行）」に基づき、適切な資源管理と水産業の成長産業化の両立をめざす水産政策の改革を推進することとしています。

この改革では、漁業者の所得向上と年齢のバランスの取れた就業構造の確立に向け、国際的な評価方法に基づく資源管理の強化、漁獲量を漁業者または漁船ごとに割り当てるIQ制度*の導入など、新たな資源管理システムを構築するほか、生産性の向上に資する漁業許可制度や養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し、漁業者の所得向上に資する流通構造の改革、漁村の活性化と多面的機能の発揮などを進めることとされています。

○また、国では不正に採捕された水産動植物の流通の防止や、IUU漁業（違法・無報告・無規制漁業）の懸念がある水産物の流入防止を図っていくため、トレーサビリティの出発点である漁獲証明制度の創設に向けた検討が進められています。

○持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現をめざすSDGsや新たな技術を活用した社会課題解決モデルの構築をめざすSociety5.0は、みえ県民力ビジョン第三次行動計画において、「令和」の時代に留意すべき新しい概念とされており、本県水産業及び漁村の振興を図る上でも、これら視点を取り入れ、「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な水産業」の実現が求められています。

○農林水産業の競争力強化の加速化を図り、人口減少下においても、力強い農林水産業の実現を図るため、AI*・ICT*等の先端技術やデータを駆使し、生産性を飛躍的に向上させる農林水産業のスマート化が進められています。

○世界は新興国を中心に経済成長、人口増加が進んでおり、世界の1人当たりの食用水産物の消費量は過去半世紀で2倍以上に増加し、そのペースは衰えていません。

また、平成25年に「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録され、海外における日本食レストラン数も増加しているなど「日本食」に対し追い風が吹いています。あわせて、アコヤ真珠についても、中国、ASEAN諸国など、アジアの富裕層を中心に需要が年々拡大しています。

このような中、国は、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号、令和2年4月1日施行）」に基づき、農林水産大臣を本部長とした「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、輸出先国との協議、輸出を円滑化するための施設の認定、輸出に取り組む事業者の支援を行うこととしています。

○近年、タンパク質の1人当たりの年間消費量自体も減少傾向にある中、国内における魚介類の1人当たりの年間消費量は、平成13年度の40.2kgをピークに減少を続け、

平成 30 年度には 23.9 kg となっています。

また、年齢階層別の魚介類摂取量を見ても、全階層とも減少傾向にあり、特に 40 歳代以下の世代は 50 歳代以上の世代と比べ顕著に少ない傾向となるなど消費者の魚離れが進んでいます。

○気候変動に伴う海水温上昇、内湾域における窒素、リン等の栄養塩量の減少、外海域での黒潮流路の大蛇行等の海洋環境の変化は、生態系や水産業に対して大きな影響を与えることが懸念されており、本県の水産業が海洋環境の変化に適切に対応していく必要性が高まっています。

○令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症が国内外で拡大する中、感染拡大を抑制するための移動制限や国内外の需要の減少により、経済が大きく落ち込みました。水産業においても、消費の滞留による出荷量の大幅な減少、販売価格の低下等が水産業者等の経営を圧迫しています。

○南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率が平成 30 年 2 月に 70~80% 程度に引き上げられ、大規模地震発生の緊迫度がより高まっています。また、大型化する台風及び各地で発生する豪雨などの頻発・激甚化する風水害等への対応の強化が求められています。

2 本県水産業及び漁村の現状

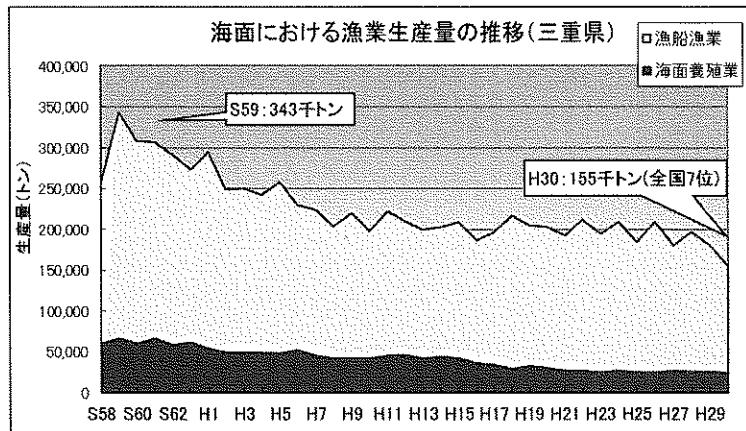
2-1 漁業生産の現状

(1) 三重県の漁業生産の状況

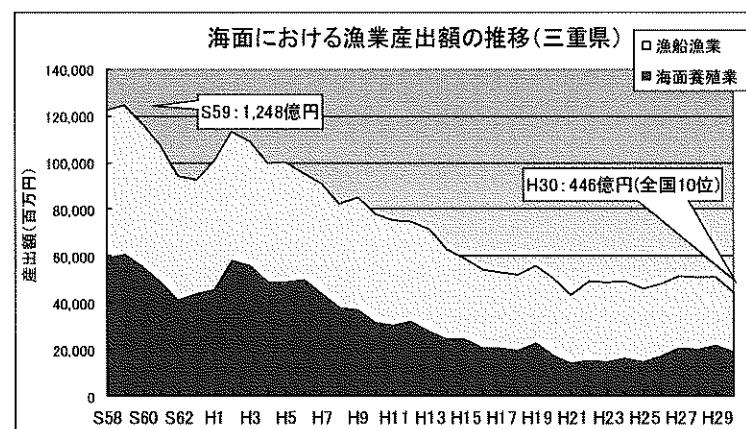
本県の海面における漁業生産量は、昭和 59 年をピークに減少し、平成 30 年の生産量は 155 千トンと減少傾向にあります。

漁業産出額も昭和 59 年をピークに減少し、平成 30 年の産出額は 446 億円となっています。

漁業就業者数が昭和 58 年から平成 30 年にかけて、毎年平均 461 人のペースで減少し続ける中、漁業産出額は平成 20 年頃からはほぼ横ばいで推移しており、1 人当たり漁業産出額は、平成 15 年以降に増加傾向となっています。



(資料：漁業・養殖業生産統計年報)



(資料：漁業・養殖業生産統計年報)

漁業産出額、漁業就業者数、1人当たり産出額の推移(三重県)

	S58	S63	H5	H10	H15	H20	H25	H30
漁業産出額(億円)	1,224	925	1,006	780	592	504	462	446
漁業就業者数(人)	22,255	19,809	17,005	14,300	12,261	9,947	7,791	6,108
1人当たり産出額(千円)	5,500	4,670	5,916	5,455	4,829	5,069	5,930	7,302

(資料：漁業・養殖業生産統計年報、漁業センサス)

(2) 資源管理の現状

資源管理は、水産資源を適切に管理しながら持続的に利用するための重要な取組とされ、許可制度に基づく漁船の隻数やトン数の制限などの公的規制や漁業者の自主的な管理が行われています。

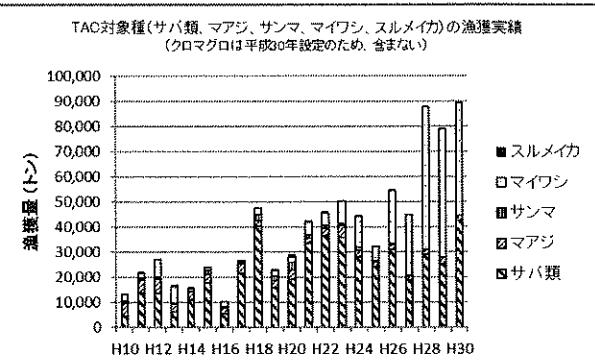
マイワシやサバ類などの広域回遊資源については、国が資源評価を行っており、8魚種で国が都道府県に漁獲量を割り当てる漁獲可能量（TAC制度*）による管理が行われています。本県のTAC対象魚種は、マイワシ、マアジ、サバ類（マサバ・ゴマサバ）、スルメイカ、サンマ及び平成30年7月から追加されたクロマグロの6魚種であり、これまで、国から割り当てられた漁獲量の範囲内で資源管理を行っています。

この結果、クロマグロを除く本県のTAC対象5魚種について、平成10年には1万3千トンであった漁獲量が、平成30年には8万9千トンにまで増加しています。

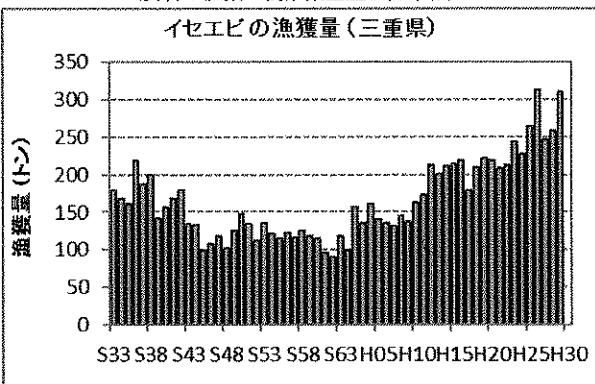
また、アワビやイセエビなどの沿岸資源などでは、三重県資源管理指針に基づき、漁業者が自ら資源管理計画を策定し、自主的な資源管理に取り組んでいます。

県内における資源管理計画の策定数及び計画への参加者数は増加しており、平成24年度は22計画で712人でしたが、令和2年3月末現在、45計画で1,769人となっています。

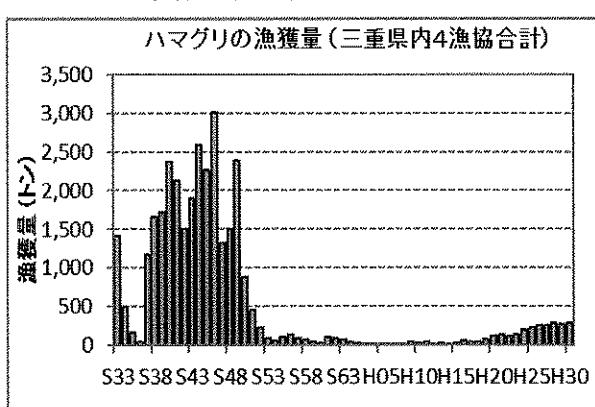
イセエビの資源管理計画では、1尾の最小漁獲サイズ制限、禁漁区設定及び使用する網数制限などが取り組まれており、平成19年以降は漁獲量が200トン以上で推移し、平成30年には本県漁獲量が全国1位となっています。また、平成7年には漁獲量が



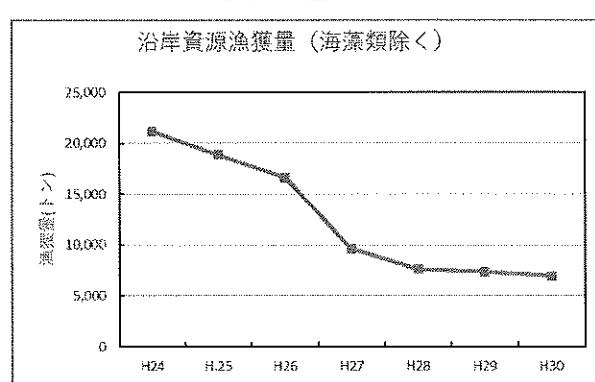
(資料：漁業・養殖業生産統計年報)



(資料：漁業・養殖業生産統計年報)



(資料：三重県調べ)



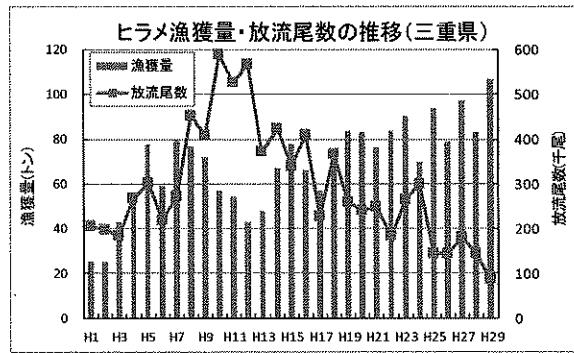
海面漁獲量からカツオ・マグロ類、イワシ・サバ類など広域回遊資源と海藻類の漁獲量を差し引いて算出

(資料：漁業・養殖業生産統計年報、三重県調べ)

1トンまで減少していたハマグリについては、種苗放流や殻長制限、1日当たりの漁獲量制限などが取り組まれた結果、漁獲量が回復基調に転じ、平成25年以降は漁獲量が200トン台で維持されています。

しかし、様々な取組が行われているものの、アサリ、アワビをはじめ本県沿岸域に生息する重要水産資源の多くが減少傾向にあります。

栽培漁業では、「三重県栽培漁業基本計画」に基づき、積極的な増殖対策が必要なマダイ、ヒラメ、トラフグ、カサゴ、クルマエビ、ヨシエビ、アワビ、ナマコの種苗生産及び放流が行われています。マダイやヒラメなどは、放流種苗の回収率も高く、漁獲量の維持・増大が図られています。一方、トラフグやクルマエビなど、放流種苗による漁獲量の底上げ効果は認められるものの、天然資源の大幅な減少や変動により、着実な漁獲量の増加に至らない魚種もあります。

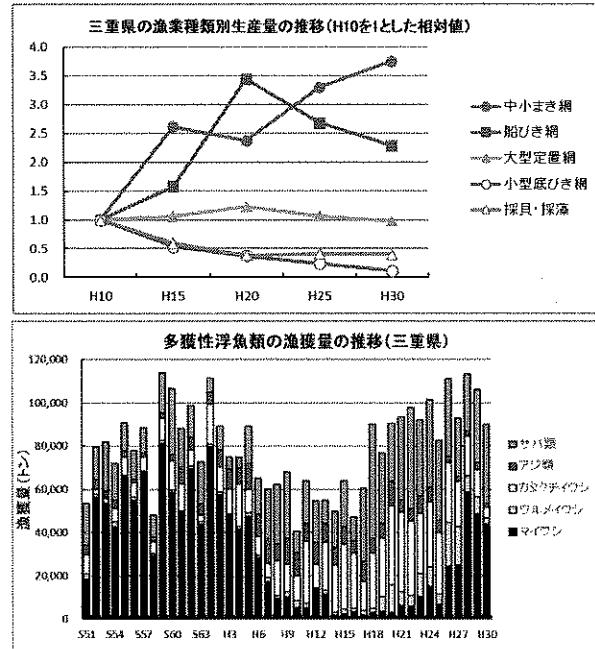


(資料：漁業・養殖業生産統計年報、栽培漁業・海面養殖用種苗の生産・入手・放流実績)

(3) 海面漁業の現状

まき網漁業、大型定置漁業、船びき網漁業など、イワシ類、サバ類、アジ類などの多獲性浮魚類を主漁獲対象とする漁業では、漁獲量は横ばいか増加傾向にあります。これは、近年、サバ類、マイワシ、ブリ等の漁獲が安定していることによるものと考えられます。

伊勢湾の底魚類やエビ・カニ類、貝類など定着性資源を主漁獲対象とする小型底びき網漁業や採貝漁業では、漁獲量は減少傾向にあり、その要因として、湾内の貧酸素水塊の拡大・長期化による対象魚種への悪影響や利用できる漁場の狭小化、幼稚仔の成育に適した藻場・干潟の減少等、海域の環境変化によるところが大きいと考えられています。

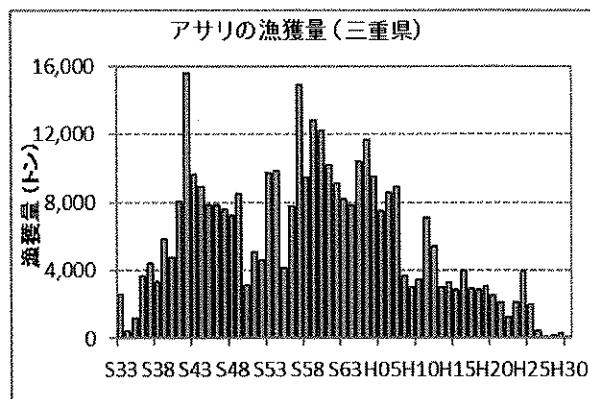


(資料：漁業・養殖業生産統計年報)

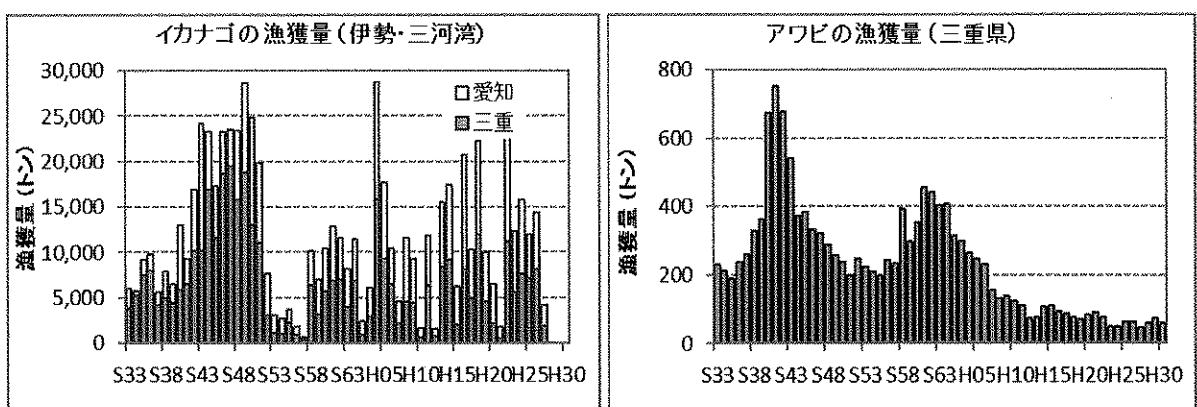
伊勢湾の定着性資源の中でも特に資源の減少が著しい魚種として、アサリやイカナゴがあり、アサリの漁獲量は昭和 57 年（14,769 トン）以降に減少し、平成 30 年は 8 トンと過去最低となりました。

また、イカナゴについても、平成 28～31 年漁期に続き、令和 2 年漁期も「漁の解禁を見合わせる」ことが漁業者による協議により決定されました。

さらに、海女漁業の重要な漁獲対象であるアワビの減少が著しく、昭和 60 年代に 450 トン前後であった漁獲量は、近年では 50～100 トンと、20 年間で概ね 1/5 以下となっています。



(資料：三重県調べ)



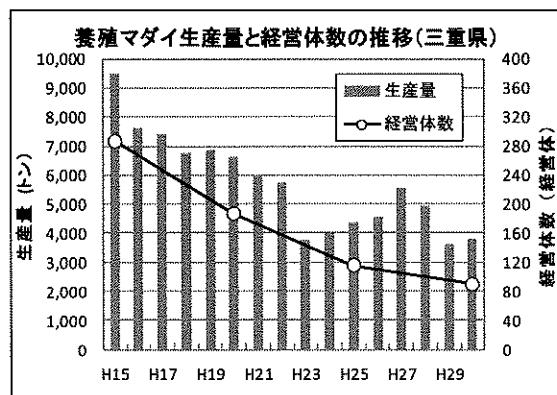
(資料：漁業・養殖業生産統計年報)

(4) 海面養殖業の現状

伊勢湾及び鳥羽・志摩地域以南の内湾では、魚類、藻類、真珠、カキ類などの養殖業が営まれており、本県の海面養殖全体では、平成 30 年の生産量は平成 20 年の 79% までに減少していますが、平成 30 年の産出額は平成 20 年の 111% に増加しています。

【魚類】

主要な養殖魚種であるマダイの平成 30 年の生産量は平成 20 年の 58%、平成 30 年の経営体数は平成 20 年の 48%、平成 30 年の産出額は平成 20 年の 85% までに減少しています。一方、ブリ類の生産量は平成 24 年以降増加し、平成 30 年の生産量は平成 20 年の 4.4 倍となっています。また、平成 24 年以降は養殖クロマグロの産出額が加わり、魚類養殖における産出額の増加の要因となっています。

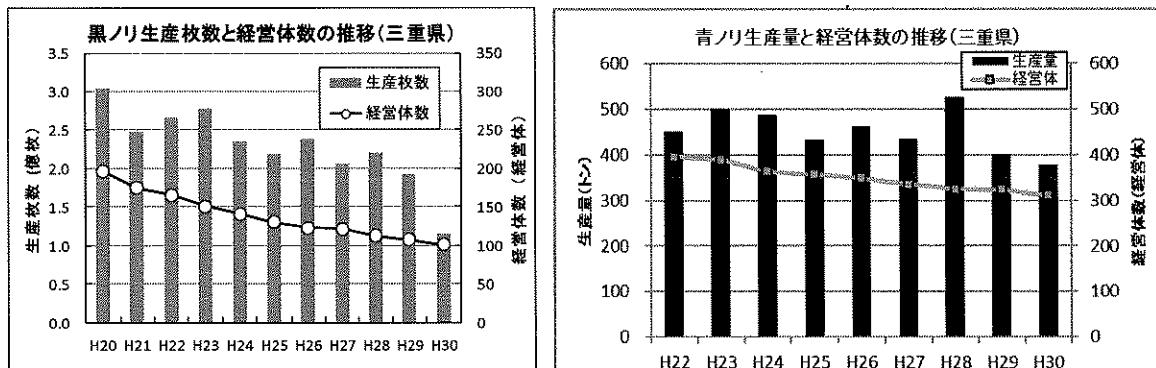


(資料：漁業・養殖業生産統計年報、漁業センサス)

しかしながら、いずれの魚種においても、単価が伸び悩む一方で、飼料価格が高止まりするなど、養殖経営を圧迫しています。

【藻類】

黒ノリの平成30年漁期の生産量は平成20年の40%、平成30年の経営体数は平成20年の51%までに減少しており、産出額も減少傾向にあります。青ノリ（ヒトエグサ）は本県の生産量が全国の6割以上を占めている重要藻類ですが、生産量、経営体数とも減少傾向にあります。



(資料：漁業・養殖業生産統計年報、団体調べ)

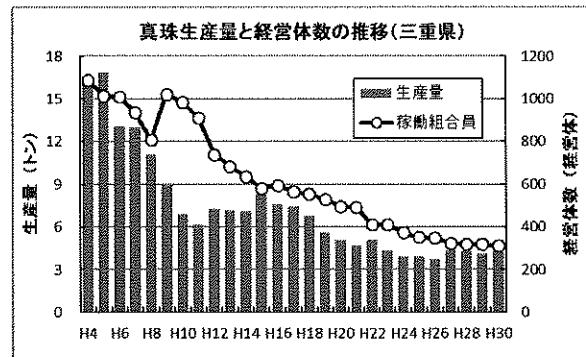
【真珠】

平成30年の生産量は平成20年の85%、経営体数は60%までに減少していますが、産出額は平成25年以降増加傾向にあります。

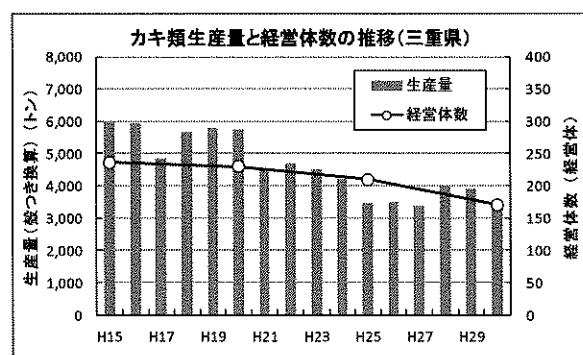
しかし、令和元年7月頃から、アコヤガイの外套膜が萎縮する症状や大量へい死が発生し、特に稚貝のへい死率が70%と高かったことから、今後の真珠生産への影響が大きく懸念されています。

【カキ類】

平成30年の生産量は平成20年の60%、経営体数は74%までに減少しており、産出額も減少傾向にあります。



(資料：漁業・養殖業生産統計年報、団体調べ)



(資料：漁業・養殖業生産統計年報、漁業センサス)

2-2 漁業経営の現状

(1) 漁業の担い手の確保及び育成

本県の海面における漁業経営体数、漁業就業者数は、ともに減少の一途をたどっており、昭和 58 年の 10,012 経営体、22,255 人から、平成 30 年には 3,178 経営体、6,108 人となりました。このままの減少スピードで推移すると、令和 10 年には漁業経営体数が 2,000 経営体程度に、漁業就業者数が 3,700 人程度までに減少すると見込まれています。

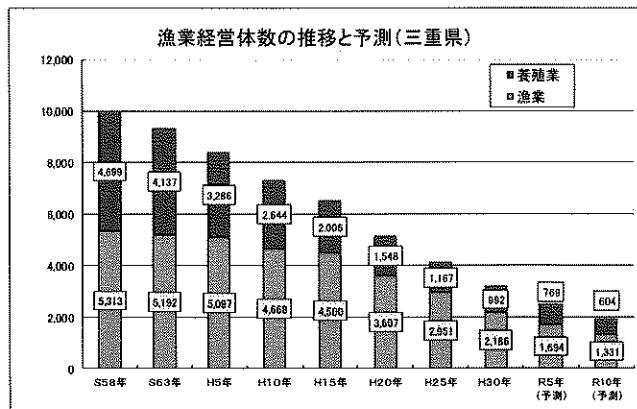
過去 10 年間（平成 21～30 年度）の年間平均新規漁業就業者数は 47 人で、うち過半数を非漁家や県外からの就業者が占めています。また、まき網漁業や定置漁業など法人が営む漁業では、毎年安定して新規雇用が行われるなど、法人での雇用が増加傾向にあり、海女漁業を除いた平成 30 年度の新規漁業就業者数のうち、71% を法人の雇用が占めています。

(2) 漁業経営の安定化

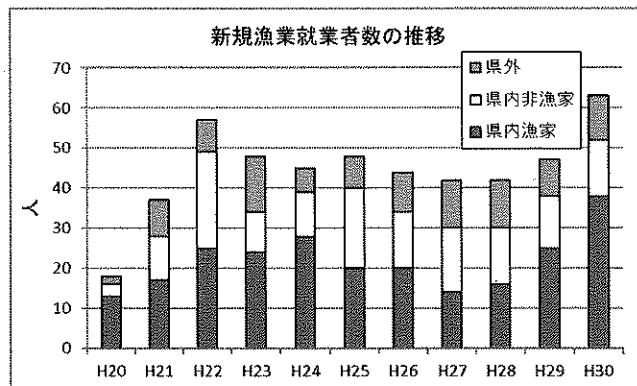
全国的に漁業経営の実態は極めて厳しく、主として漁船漁業を営む個人経営体の漁労所得の全国平均は、214 万円（平成 30 年農林水産省調べ）と平成 25 年から増加傾向にありますが、勤労者世帯の所得にあたる勤労者世帯勤め先収入の全国平均 591 万円（平成 30 年家計調査）の 36% と、依然として非常に低い水準にあります。

また、水産資源の減少や水産物消費の

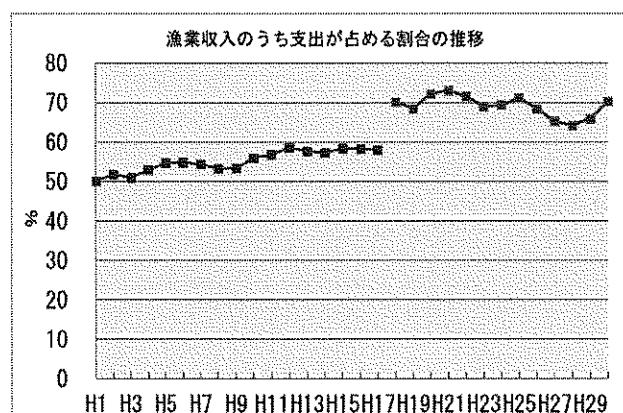
低迷等により漁業による収入が伸び悩む一方で、燃油、漁業資材、飼料等の支出は高止まりしております、漁労所得の大幅な増加は見込めない状況です。



(資料：漁業センサス、予測値は三重県作成)



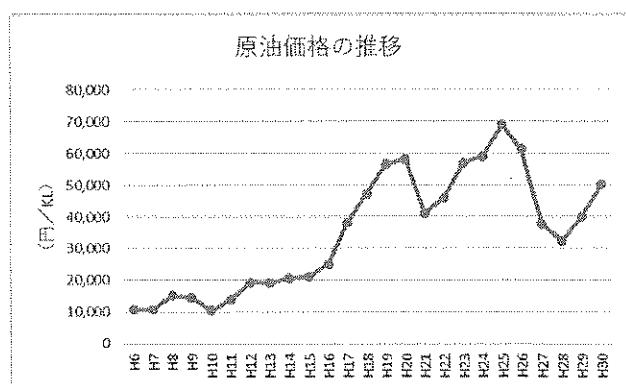
(資料：三重県調べ)



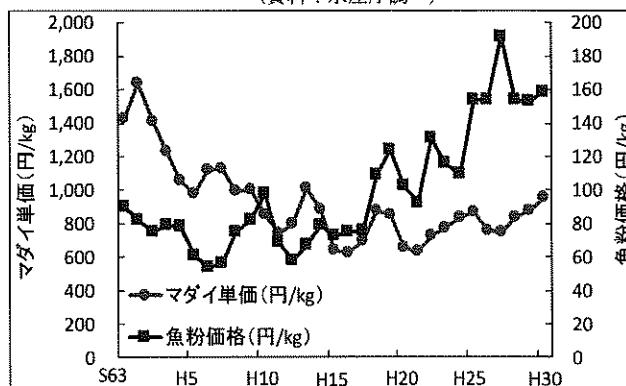
(資料：農林水産省「漁業経営調査報告」)
※H17 年度以前と H18 年度以降では調査方法が変わったため、連続性がない。

さらに、本県の漁業経営体のうち 96% が個人経営体、67% が販売金額が 500 万 円未満の経営体であるなど、零細な経営 体が大半を占めています。

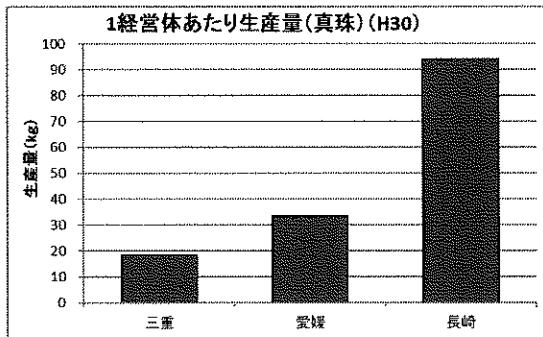
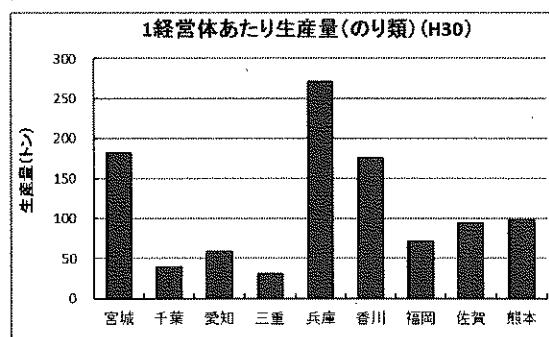
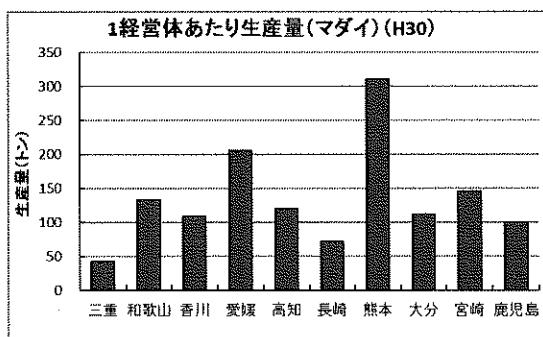
中でも、本県の海面養殖業の経営規模 は他県と比べて小さく、1 経営体当たり の生産量は、マダイ養殖（平成 30 年 42 トン）では愛媛県の 1/5、熊本県の 1/7、 真珠養殖（平成 30 年 18.1kg）では愛 媛県の 1/2、長崎県の 1/5、のり類養殖 （平成 30 年 31 トン）では佐賀県の 1/3、 兵庫県の 1/9 であり、本県の小規 模な経営体は、大規模な他県の経営体に 比べ、コスト面等で不利な状況にありま す。



(資料：水産庁調べ)



(資料：漁業・養殖業生産統計年報、貿易統計)



(資料：漁業・養殖業生産統計年報、漁業センサス)

(3) 漁協経営の基盤強化

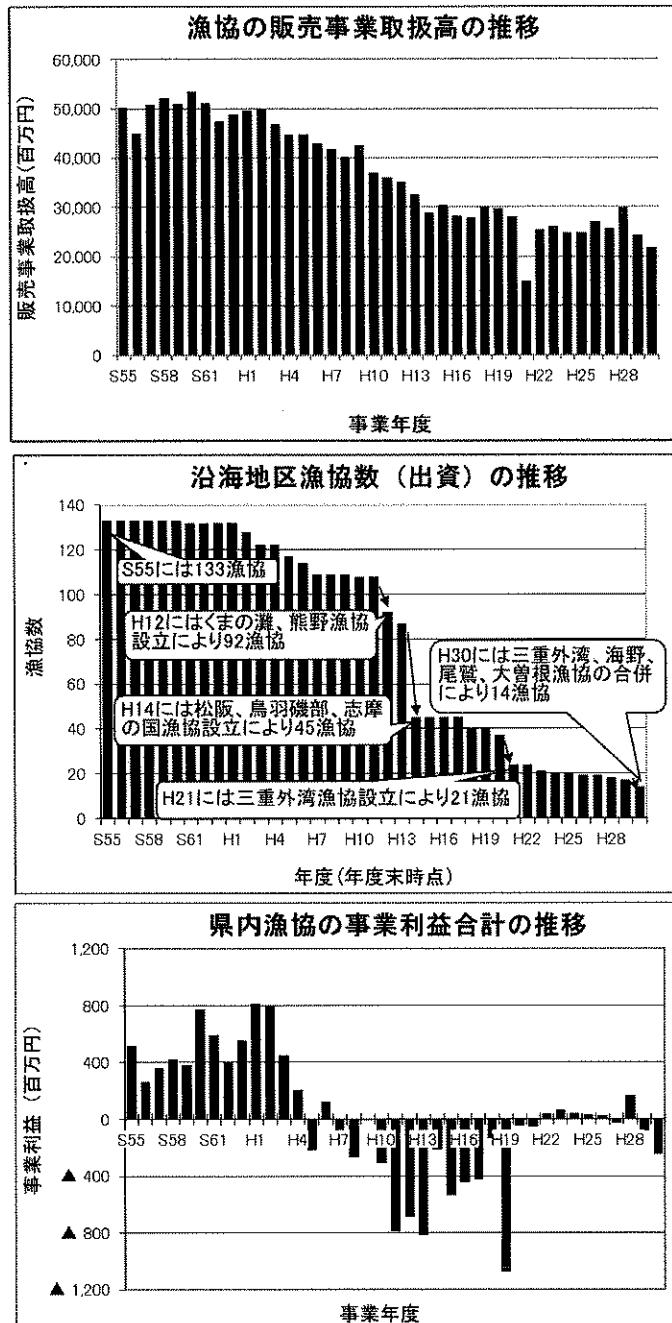
漁協は、健全な経営基盤を確保し、漁業者の協同組織として、地域の水産業振興や活性化の中核的な役割を果たす必要があります。また、海浜清掃等の環境保全や海難救助、魚食普及など、漁村地域において様々な役割も担っています。

漁協経営は、平成2年度頃から、漁業者や漁業生産量の減少を背景とした購買、販売事業の収益減少により、事業利益が減少し、悪化する傾向となっています。

漁協等水産関係団体は、漁協経営の基盤強化を図るため、漁協合併を進め、平成9年度末に109漁協であった沿海漁協数は、令和元年度末には14漁協に再編が進みました。

合併漁協は事業の効率化による管理費の削減や直販事業等の新たな取組による収益の増大などに取り組み、事業利益を黒字化するなど、経営改善に一定の成果を上げています。県内漁協の事業利益合計についても、合併漁協の黒字転換により、平成20年度頃から改善がみられています。

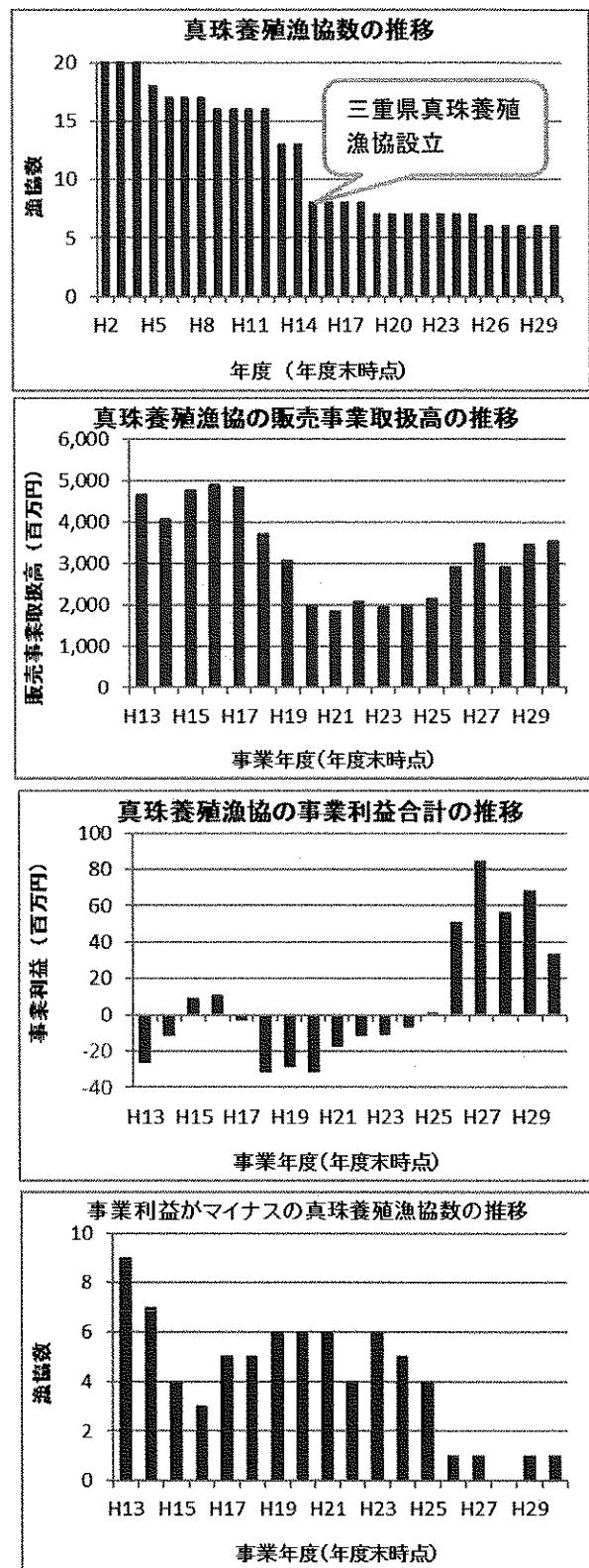
しかし、多くの小規模漁協では、運営の合理化や新たな取組の展開が進まず、依然として、事業利益がマイナスとなっています。



(資料：いざれも三重県調べ)

真珠養殖漁協については、平成 15 年度に、五ヶ所、阿児町、波切、布施田、和具、御座の 6 漁協が合併し、三重県真珠養殖漁協が発足するなど再編が進んだことから、平成元年度末に 20 であった漁協数は、令和元年度末には 6 漁協となっています。

平成 13 年度には、13 漁協中、事業利益がマイナスの真珠養殖漁協が 9 漁協と過半数を占めたものの、合併に伴う管理費の削減や販売取扱高の増加などにより、近年、県内真珠漁協の事業利益の合計がプラスに転換しました。



(資料：いずれも三重県調べ)

(4) 水産物流通の現状

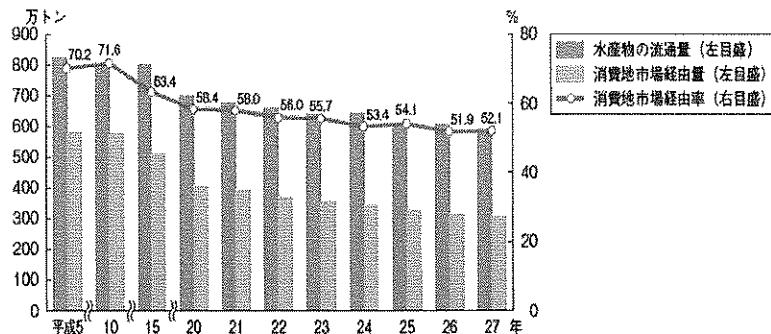
①国内流通について

平成 27 年度の全国における水産物の消費地卸売市場経由率は、52%と平成 5 年と比較して約 2 割低下するなど、消費地卸売市場を経由した水産物の取引は減少傾向にあります。一方、市場外流通が増加するとともに、小売・外食業者等と産地出荷業者との消費地卸売市場を介さない産地直送、漁業者から加工・小売・外食業者への直接取引、インターネットを活用した消費者への直販、異業種からの漁業参入による直送など、流通が多様化しています。

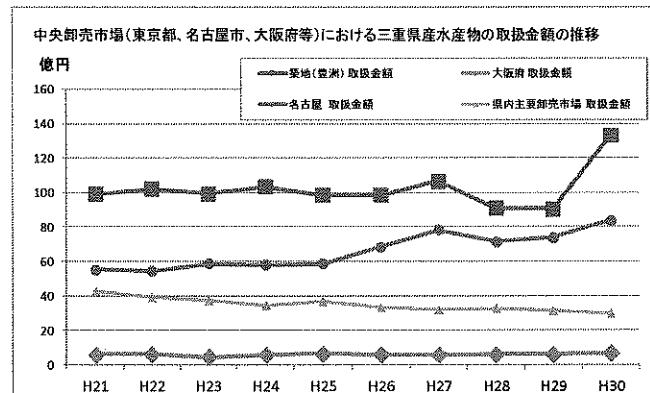
また、県内においても、水揚げされる水産物は、県内主要地方卸売市場（北勢、三重県、伊勢志摩総合）、県外中央卸売市場（東京都（豊洲）、名古屋市、大阪府等）を経由しているほか、市場外流通が増加するなど流通が多様化しています。

県内主要地方卸売市場の取扱金額は、やや微減で推移し、平成 30 年の取扱金額は約 30 億円となっており、県産水産物の流通は県外中央卸売市場及び市場外流通が中心となっています。

しかしながら、平成 30 年に卸売市場法が改正されましたが、これまで卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、今後も水産物流通の核として堅持されるものと見込まれています。今後は平成 30 年の食品衛生法改正により義務化された H A C C P *に沿った衛生管理を速やかに導入することが求められています。



(資料：水産庁「平成 30 年度水産白書」)



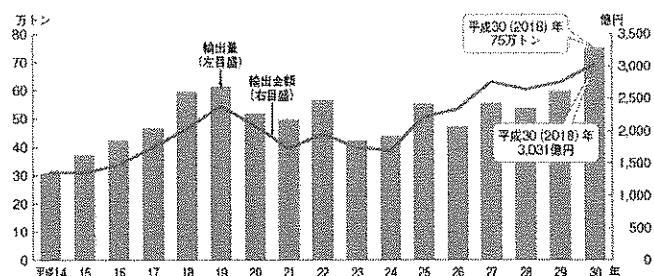
(資料：各市場ホームページ)

②輸出について

国全体の輸出量の推移については、年変動があるものの、輸出金額については近年増加傾向にあります。

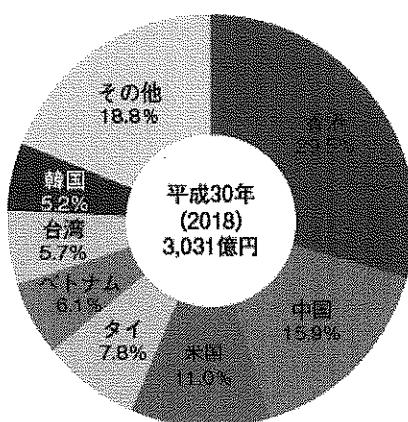
主な輸出相手国・地域は、香港が約3割を占めており、次いで中国、米国が続き、この3か国で輸出金額の約6割を占めています。品目別にはホタテガイ、真珠、サバ類、ブリと続いています。この中で、本県に関する真珠は約8割が香港に、サバ類は主にアフリカ・アジアに、ブリは主に米国に輸出されています。

日本からの水産物輸出量・輸出金額



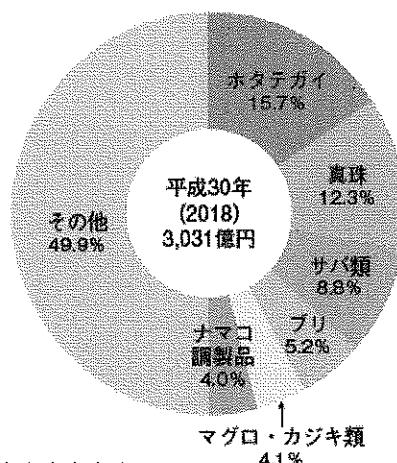
(資料：水産庁「平成 30 年度水産白書」)

我が国の水産物輸出相手国・地域



(資料：水産庁「平成 30 年度水産白書」)

我が国の水産物輸出品目内訳



また、平成 30 年 12 月に発効された「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(TPP11) の影響は、輸入については、参加国からの輸入実績が少量であることから限定的と考えられており、逆に輸出については関税撤廃による輸出拡大が期待されています。

E U 向けの輸出については、「対 E U 輸出水産食品の取扱要領」に基づき、E U 向けに輸出する水産物を漁獲する県内の遠洋かつお・まぐろ漁船等 11 隻が認定されており、海外の基地港で水揚げされた冷凍マグロ類と、静岡県焼津漁港などで水揚げされタイで缶詰に加工された冷凍カツオ等が E U 向けに輸出されています。また、養殖場では、クロマグロ養殖を行う 1 養殖場が E U 向け養殖場として登録されています。

カキの輸出に関し、日本とシンガポール政府による二国間協議がまとまり、平成 30 年 12 月に国内初となるシンガポール向け活カキ輸出が解禁され、平成 31 年 1 月から輸出が開始されています。

③市場価格の現状について

1) 魚価動向について

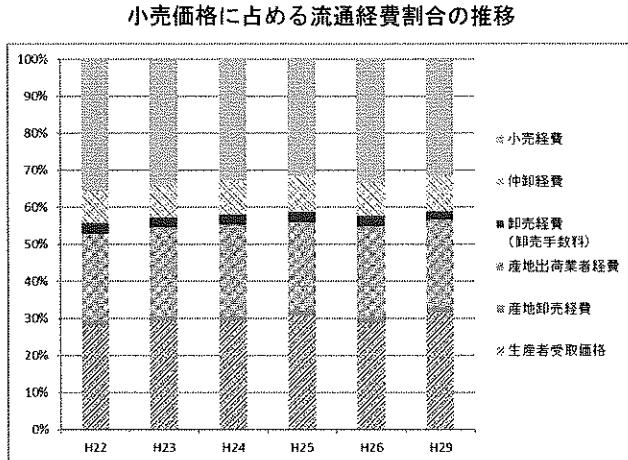
魚価は、漁模様や国内外の需要動向等様々な要因の影響を複合的に受けて変動します。

県内の産地市場における魚価の直近10年（平成20～29年）の動向は、年変動はあるものの概ね横ばい若しくは上昇傾向で推移しています。

平成22～29年の小売価格に占める流通経費割合は、中間流通経費や小売経費の比率が約70%、生産者受取価格が約30%であり、従来とあまり変わっていません。水産物は、集荷・分荷、価格形成、代金決済等の機能を卸売市場に依存していることなどから、中間流通経費の大幅な削減は難しい面があります。

また、東京オリンピック・パラリンピックに関連して県が行った調査※によると、県産水産物に対する需要は高いものの、「入手ルートがない、分からない」との声が多く、さらに使用する県産水産物には「ブランド情報（歴史やストーリー）」を求める傾向が高いことがわかりました。

※東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連宿泊施設マーケティング調査結果
(平成29年度 三重県)



(資料：農林水産省「食品流通段階別価格形成調査」)

2) 水産物消費について

近年、国内における魚介類の1人当たりの年間消費量が減少を続ける中、ライフスタイルの変化に伴い、消費される生鮮魚介類の種類も変化しており、近年は、切り身等の調理が簡便な状態で売られることが多い、サケ、マグロ、ブリ等の購入量が多くなっています。

平成25年以降、食料品全体の価格が上昇する中、生鮮魚介類の価格は大きく上昇し、それに相反して購入量は減少しています。一方で、直近10年間を見ると、生鮮魚介類の1世帯当たり年間支出金額は概ね横ばい傾向を示しており、消費者の購買意欲自体が衰退しているわけではないとも考えられます。なお、県内においても全国と同様、生鮮魚介類の1世帯当たり年間支出金額は概ね横ばい傾向を示しています。

また、現在及び将来にわたり、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的に制定された「食育基本法」に基づき、平成28年度からスタートした「第3次食育推進基本計画」により、食文化の継承、日本型食生活の普及促進

など国産農林水産物の消費拡大の取組が進められており、さらに現在、「第4次食育推進基本計画」の作成に向けた検討が進められています。

2-3 水産基盤整備及び漁村の現状

(1) 水産基盤の整備について

県内には72漁港があり、その背後には漁村集落が形成され、これらの漁港及び漁村は、水産物の安定供給を支える場であるばかりではなく、生活の場、さらには、海洋レクリエーションや豊かな自然にふれあう場などとして、重要な役割を担っています。また、産地市場を有する漁港では、多くの市場関係者が就労するほか、水產物流通の拠点として重要な役割を担っています。

今後 30 年以内に南海トラフ地震が発生する確率が平成 30 年 2 月に 70~80% 程度に引き上げられ、大規模地震発生の緊迫度がより高まっている状況となっています。また、大型化する台風及び各地で発生する豪雨などの頻発・激甚化する風水害等への対応の強化が求められています。

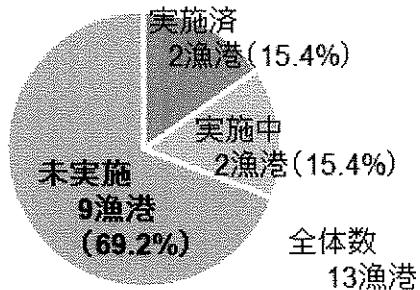
しかしながら、防波堤や係留岸壁などの漁港施設や、伊勢湾台風直後に多く築造された堤防などの漁港海岸保全施設は老朽化が進む一方で、耐震対策が進んでいないため、沿岸部に位置する漁港及び漁村では、甚大な被害が生じ、水産業を主とする地域経済に大きな影響を与えるおそれがあります。

(2) 藻場・干潟の減少

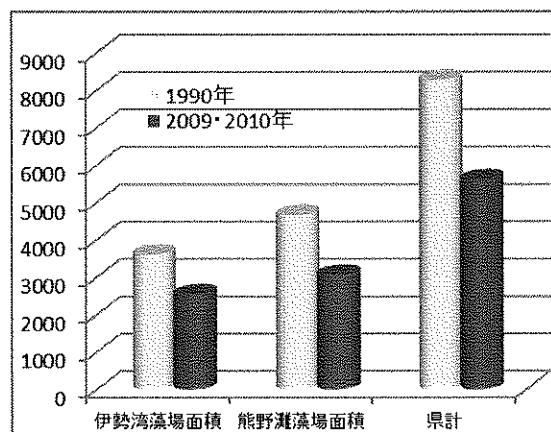
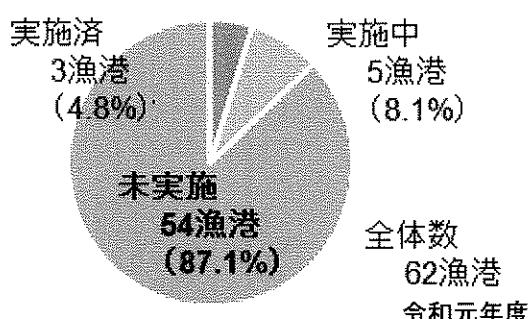
藻場は、多くの生物の産卵・成育の場として“海の森”とも呼ばれる役割を果たすとともに、水中の二酸化炭素を吸収して酸素を供給する機能や、海水を浄化する役割も担っています。

しかし、高度成長期以降、沿岸域の開発に伴う埋立、透明度の低下などにより藻場面積も減少を続け、伊勢湾沿岸では、平成2年の3,612haから平成21・22年には2,548haに、熊野灘沿岸では平成2年の4,667haから平成21・22年には3,071haに減少しています。

拠点漁港における防波堤の耐津波対策

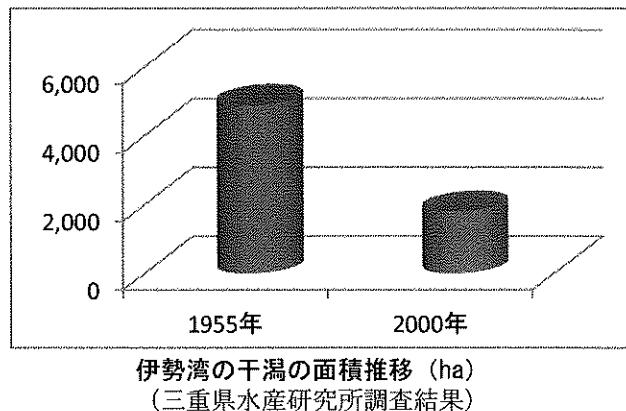


海崖保全施設の耐震化・長寿命化



干潟は、アサリなどの重要種を含む多くの生物の生息場所であるとともに、魚類、エビ・カニ類をはじめ多様な生物の産卵場や幼稚仔の保育場となっています。また、干潟では貝類、ゴカイ類等による有機懸濁物の濾過など、海水の浄化が行われるとともに、陸域から流入する栄養塩類濃度の急激な変動を抑える緩衝地帯としても重要な役割を担っています。

しかし、高度成長期以降、沿岸域の埋立等により干潟面積は大幅に減少し、伊勢湾では、昭和 30 年の約 4,900ha から、平成 12 年には約 1,800ha と 63% も減少しました。



(3) 活力ある漁村づくりについて

水産業及び漁村は、安全で安心な水産物を安定的に供給するとともに、水域環境の保全、レクリエーションなどによる交流の場の提供、漁村独自の「食」や「祭り」など地域文化の継承の役割を担ってきました。

2018 年漁業センサスによると、県内 129 漁業地区のうち、漁協が関係する活動ではゴミ清掃活動に 81 地区が、各種イベントの開催に 25 地区が、祭り・文化・芸能の保存に 15 地区が取り組んでいます。また、漁業体験を行った地区数は 14 地区、魚食普及活動を行った地区数は 10 地区、水産物直販所がある地区数は 8 地区（8 施設）など、漁村では、漁業を中心にさまざまな取組が進められています。

三重県人口ビジョンでは、水産業を基幹産業とする県南部地域（伊勢市以南）において、過疎化・高齢化は今後も進行し、県南部地域の人口は 2010 年（平成 22 年）の 34.5 万人から 2040 年（令和 22 年）の 22.2 万人へ減少、65 歳以上の高齢化率は 2010 年の約 31% から 2040 年の約 40% へ上昇すると推定されています。

また、県内の漁業就業者の高齢化率（65 歳以上の占める割合）が、47.7%（2018 年漁業センサス）と、全国平均の 38.3% を大きく上回るなど漁村を取り巻く情勢が厳しさを増す中、造船所が漁村地域から無くなるなど、これまで水産業を支え、ともに発展してきた関連産業にも影響が出てきており、漁村コミュニティの維持が困難になっていくことが懸念されています。

このような中、国は「水産基本計画」（平成 29 年 4 月閣議決定）において、各地域の実状に即した形で、所得向上や競争力強化をめざす具体的な行動計画である「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力再生広域プラン」を実践することが重要であるとし、現在、県内 18 地区で、それぞれの漁村地域の特性に応じて、未利用資源の活用などの漁業収入向上の

取組や、減速航行による燃費向上等の漁業コスト削減の取組が進められています。

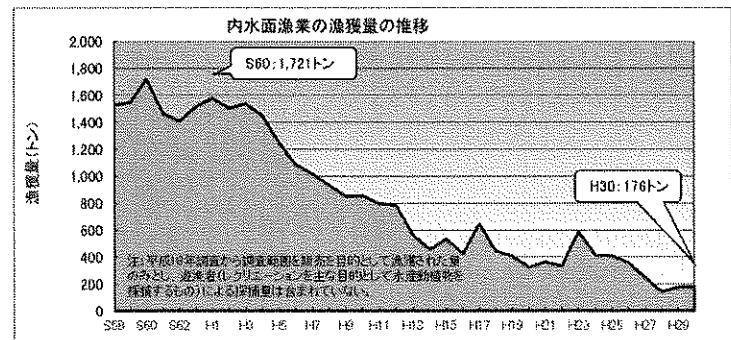
これらの取組以外にも、まき網漁業や遠洋まぐろはえ縄漁業では、国の「もうかる漁業創設支援事業」を活用して経営改善に取り組む事例や、真珠養殖では、都市と漁村地域の一層の交流を図るとともに、漁村地域の活性化を図る「渚泊」に取り組む事例などがみられます。

(4) 内水面漁業・養殖業の現状

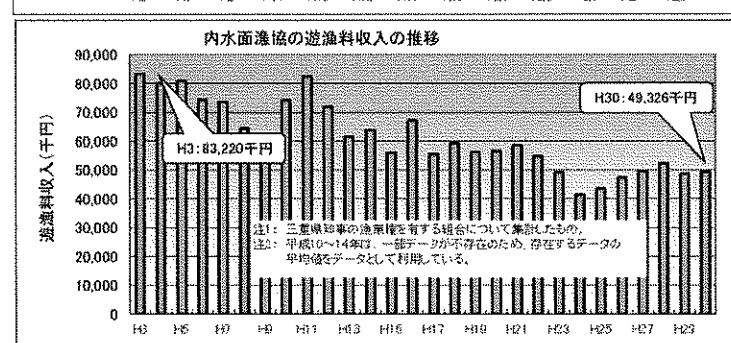
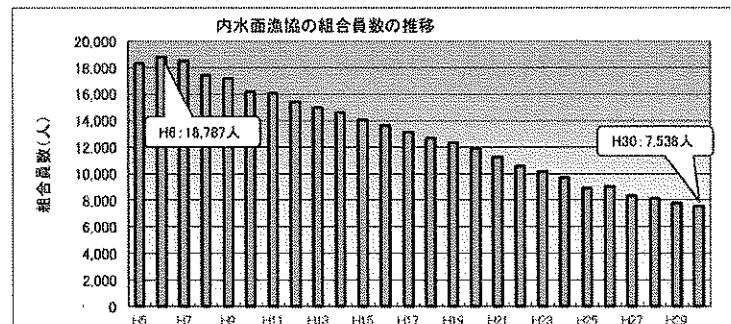
木曽三川における小型底びき網(貝柄網)漁業によるシジミが県内内水面漁業全体の漁獲量の約98%を占めていますが、減少傾向にあります。

また、県内14河川には、第五種共同漁業権が設定され、釣り等によりアユなどが採捕されていますが、カワウ等による食害や河川環境の悪化等による水産資源の減少を受け、組合員数や遊漁料収入は減少しています。

特に、カワウについては、県内の生息数は平成20年度の約8,600羽から平成30年度は約2,800羽に、食害による被害金額は平成21年度の約9,600万円から平成30年度は約3,300万円に、いずれも減少傾向はあるものの依然として水産資源に大きな被害を与えています。



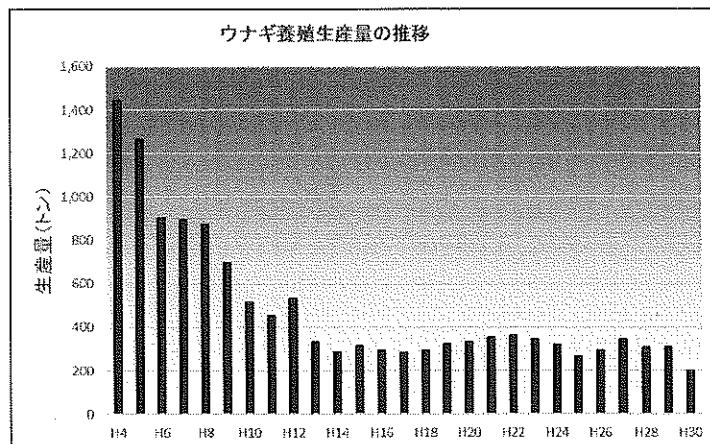
(資料:漁業・養殖業生産統計年報)



(資料:三重県調べ)

ウナギ養殖業の生産量は 300 トン前後で横ばいで推移しており、全国第 8 位（平成 30 年）ですが、近年のシラスウナギや飼料価格等の高騰などにより厳しい状況が続いています。

また、絶滅が危惧されるなど、国際的にもウナギの資源管理が求められ、平成 27 年 6 月からウナギ養殖業が「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく農林水産大臣の指定漁業となり、稚魚の池入れ数が法律に基づき制限されています。



(資料：漁業・養殖業生産統計年報)

第3 基本的な方針及び主要な目標

三重県水産業及び漁村の振興に関する条例

(基本理念)

第三条 水産業及び漁村の振興は、将来にわたって水産業が安定的に継続され、県民が豊かな県産水産物のすばらしさを実感していることが重要であることに鑑み、次に掲げる事項が推進されることを基本としなければならない。

- 一 将来にわたって漁業が継続的に行われ、漁業者が一定以上の所得を確保しているよう、水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な保存及び管理によりその維持及び増大を図るとともに、競争力のある養殖業が確立されること。
- 二 様々な世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に継承できる魅力ある水産業及び漁村が確立しているよう、多様で意欲のある若者が漁業に就業し、及び漁業技術が伝承されるとともに、漁業者自らが高い付加価値を創出すること等により水産業者等の経営力が強化されること。
- 三 災害に強く生産性が高い水産業及び安心で快適な漁村が構築されているよう、漁村地域の防災及び減災対策、水産業の持続的な発展に資する基盤整備並びに活力ある漁村づくりが行われること。

1 基本的な方針

条例第3条で定める基本理念にのっとり、将来にわたって、水産業が安定的に継続され、県民の皆さんのが豊かな県産水産物のすばらしさを実感できるよう以下のとおり基本的な方針を定めます。

(1) 水産資源の維持及び増大と競争力のある養殖業の構築

水産資源の維持及び増大に向けて、科学的知見を踏まえた資源管理の推進や密漁の根絶、効果的な栽培漁業の推進、精度の高い海況情報の発信等に取り組むとともに、競争力のある養殖業の構築に向けて、疾病の発生状況や防疫対策等に関する情報共有、気候変動に対応した品種改良や新たな品種に適した養殖技術の開発等を進めます。

(2) 多様な担い手の確保及び育成と経営力の強化

多様な担い手の確保及び育成に向けて、水産業の魅力紹介や漁業体験の実施、新規就業者の定着支援や事業承継の仕組みづくり、高齢者や女性など多様な担い手が活躍できる環境づくりなどを進めます。

安定した経営体の育成に向けて、複合経営や協業化等の所得向上の取組、法人化や経営規模の拡大等の経営の安定と雇用の創出のための取組、収益性向上をめざした漁船、漁具、施設の整備等を支援するとともに、水産業協同組合の経営の安定に向けて、県1漁協をめざした段階的な合併等を促進します。

県産水産物の競争力の強化に向けては、6次産業化や観光業等異業種との連携、輸出の促進等を進めます。

(3) 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

水産業の基盤の整備に向けて、漁港施設及び海岸保全施設の耐震・耐津波対策や長寿命化対策等を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造に向けて、藻場・干潟等の造成や漁場整備の推進、漁業者等による藻場・干潟等の保全活動の支援等に取り組みます。

活力ある漁村の構築に向けて、地域全体で漁業に取り組む体制づくり等による漁村コミュニティの維持発展や、「浜の活力再生プラン」等の策定・実践に取り組む漁業者等への支援等に取り組みます。

内水面地域の活性化に向けては、稚アユ放流など漁業権対象魚種の増殖や漁場環境の維持・回復の取組等を促進します。

2 主要な目標

「もうかる水産業」の取組を幅広く展開し、漁業産出額を増加させていくことが重要であることから、海面漁業（養殖業を含む）の産出額を主要な目標とします。

目標項目	現状値	令和 11 年度
漁業産出額	446 億円（平成 30 年）	574 億円（令和 10 年）

本県の海面漁業（養殖業を含む）産出額（以下漁業産出額）の全国に占めるシェアが、ピークであった昭和 59 年と同等の水準である 4 %となるよう、漁業産出額を現状の 446 億円（平成 30 年）から、10 年間で 574 億円（令和 10 年）に増加させることをめざし、目標値を設定しました。

3 基本計画の期間

令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 か年計画とし、水産業及び漁村をめぐる情勢の変化を勘案し、効果的かつ効率的な施策の展開ができるよう、おおむね 5 年ごとに見直します。

第4 基本的施策

1 基本的な施策の展開方向

1－1 水産資源の維持及び増大と競争力のある養殖業の構築

1－1－1 水産資源の維持及び増大

(取組目標)

沿岸水産資源の資源評価対象種の漁獲量に占める割合

現状値(令和元年度)	目標値(令和11年度)
25.5% (平成30年)	70% (令和10年)
沿岸水産資源の適切な管理に向け、科学的知見を踏まえた資源管理を実施していくことが重要であることから選定しました。資源評価対象種の漁獲量を回復させることで、資源評価対象種の漁獲量割合を44.5%増加させ、70%まで高めることをめざし、目標値を設定しました。	

【資源管理関係】

広域回遊資源については、国の資源評価対象種や漁獲可能量（TAC）制度対象種の拡大、個別割当（IQ）制度の導入などに伴う、水揚げ情報等の収集体制の強化が必要です。

沿岸資源については、漁獲量や漁獲努力量の適正な管理に向け、資源評価の精度を向上し、資源量や漁獲の影響を把握するとともに、各地で取り組まれている資源管理計画をブラッシュアップしていくことが必要です。

また、資源管理の強化により、TAC配分の減少やIQ制度の導入も想定されることから漁業者の一時的な減収対策が必要です。

漁業秩序の維持のため、効果的な取締活動を実施するとともに、遊漁者等に対する漁業制度の普及啓発やルールの周知を進め、密漁の防止を図っていく必要があります。

(展開方向)

- ・広域回遊資源については、水揚げ情報や体長など生物データ等の迅速で継続的な収集体制を構築し、国が行う資源評価に対して、詳細な情報の迅速な提供などで協力していくとともに、TAC対象種における漁獲量の適切な管理に取り組みます。
- ・IQ制度や法制化が検討されている漁獲証明制度については、地域への影響を考慮しながら、適切に対応します。
- ・沿岸資源については、継続的な調査による資源の現況把握と科学的知見を踏まえた評価を実施する対象魚種を増やすとともに、資源評価結果を漁業者に提供し、資源管理計画をブラッシュアップしていくことで、漁業者の自主的な資源管理措置の実効性の向上につなげます。
- ・漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、資源管理による減収等を補てんする漁業経営安定対策の活用を促進します。
- ・定置漁業とまき網漁業などの異なる漁業種類間の調整に資するため、関係者等とともに協議の機会を設けるなど、相互理解及び共存共栄を推進します。

- ・本県漁業者と隣県漁業者との操業の調整に資するため、「漁業に関する協定」等に基づく、漁業者間による協議結果の遵守徹底を指導し、漁業者間のトラブル等の防止を推進します。
- ・漁業者と遊漁者等による協議や遊漁者等へのルール等の周知を推進し、海面利用に関する漁業と遊漁等との秩序の形成を図ります。
- ・漁協、海上保安部、警察、市町などの関連機関とも連携し、地域全体の取組として監視・取締りを強化し、密漁の根絶を図ります。
- ・漁業取締船による監視やパトロール、中型まき網漁業の網船への船舶自動識別装置（AIS^{*}）の装着などにより、三重県漁業調整規則で規定している採捕禁止期間や体長等の制限、漁業許可の内容となっている操業期間や地域毎に資源を守るために定めたルールなど、漁業者による資源管理措置の遵守の徹底を図ります。

【栽培漁業関係】

資源評価にあたり放流効果の評価が十分に実施されていない魚種もあるため、放流効果の検証をさらに進めることができます。

また、栽培漁業センター及び尾鷲栽培漁業センターでは施設の老朽化にともない、種苗生産能力の低下が危惧されており、計画的に修繕等の対策を講じることが必要です。

(展開方向)

- ・重要魚種の種苗生産や放流などに関して効果的な栽培漁業を推進するため、有識者などで構成する「三重県栽培漁業の見直し検討会」を設置し、令和3年度までの現行の三重県栽培漁業基本計画を変更するとともに、令和4年度からの次期三重県栽培漁業基本計画を策定します。
- ・栽培対象魚種^{*}の選定には放流効果や資源評価を踏まえ、資源状況の安定した魚種は漁獲管理に重点を移すなど、種苗放流と漁獲管理の連携をより一層強化します。
- ・三重県栽培漁業基本計画の内容を踏まえ、栽培漁業センターおよび尾鷲栽培漁業センターの適切な運用に努めます。

【研究関係】

資源評価にあたっては、気象や黒潮流路の変動による海洋環境の変化が資源や来遊（漁場形成）に与える影響を推定することが必要です。

特に、県が独自に行う資源評価については、正確な評価を行うために必要な漁業や資源生物情報が十分とは言えず、詳細な漁獲状況の収集システムの構築と生物調査の充実による資源評価の精度向上が必要です。

(展開方向)

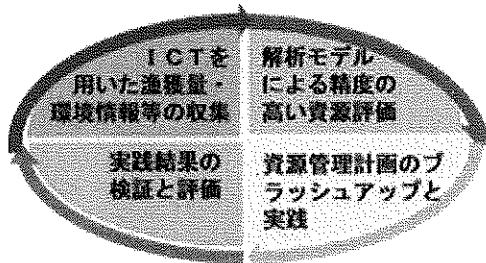
- ・沿岸資源については、大学や国立研究開発法人水産研究・教育機構と連携し、県内全域にわたる詳細な漁獲情報の収集体制の構築、A I ・ I C T 等を活用した漁船からの漁獲・環境情報のリアルタイム収集技術の開発、重点的な生物調査などを実施し、得られたデ

ータを適切に解析して精度の高い資源評価を行うことで、資源の現状や将来予測を漁業者等に提示し、資源管理の取組を促進します。

- ・調査船による海洋観測や新たな人工衛星情報、ICTブイや漁船・民間船からの水温等の情報を活用した精度の高い海況情報を迅速に漁業者等に発信するとともに、海洋環境が資源の動向や来遊に与える影響を解析し、資源評価の精度向上を図ります。

科学的知見を踏まえた資源管理の推進

沿岸資源については、資源評価の精度の向上や適切な資源管理の実践に向け、令和元年度に設置した三重県資源評価委員会において、3年間で沿岸資源20魚種について科学的知見を踏まえた資源評価を実施する取組を開始しており、ハマグリ等について、評価結果に基づく漁獲量制限及び休漁などの資源管理手法を漁業者に提供する取組を開始するなど、資源管理計画の策定やブラッシュアップを支援していきます。



1－1－2 競争力のある養殖業の構築

(取組目標)

新たな養殖品種開発件数（累計）

現状値(令和元年度)	目標値(令和11年度)
一	5件

競争力のある養殖業の構築に向け、気候変動に対応した新たな品種の開発や「売れる水産物」をめざした養殖水産物のブランド化が必要であることから選定しました。「伊勢まだい」に続くブランド養殖魚など、10年間で5件の新たな養殖品種を開発することをめざし、目標値を設定しました。

【疾病対策】

新たな伝染性疾病が世界各国で発生する中、本県への疾病的侵入を未然に防止とともに、万一発生した際にも迅速に措置できるよう、輸入防疫対策や特定疾病対策の強化が必要です。

また、すでに県内で発生が確認されている魚病についても、養殖水産物の安定供給のため、被害の防止・軽減に向けた対策が必要です。

さらに、養殖水産物の安全・安心確保のため、貝毒等による食中毒の発生防止に向けた取組が必要です。

真珠養殖については、伝染性疾病や有害赤潮の発生等によるへい死や真珠品質の低下を軽減できるよう、漁場環境に応じた適切な養殖管理の実施が必要です。

(展開方向)

- ・国の指導に基づく輸入養殖水産物の着地検査、新規疾病を含む各種疾病的発生状況や防疫対策等に関する情報共有、情報に基づく防疫対策を推進します。
- ・薬剤耐性菌の被害防止のため、水産用抗菌剤の適正使用の指導体制を強化します。また、被害が拡大している疾病等の発生に対応するため、国や大学等と連携し、薬剤やワクチンの開発及び新魚種に対する医薬品の使用基準の整備を図ります。
- ・養殖魚の魚病診断、投薬・予防に係る指導を実施するとともに、疾病的防止、被害の軽減につながる技術開発、普及を進めます。
- ・県漁連や水産関係団体と連携し、養殖業における生産履歴情報の保管と開示を促進します。
- ・殺菌海水による浄化の徹底や、行政と生産者が連携し、漁場環境やカキのノロウイルス保有状況を調査し、ホームページ等で消費者に対し積極的に情報提供するなど、県産カキの安全・安心確保の取組を推進します。
- ・三重県栽培漁業センターで生産したヒラメ種苗については、ヒラメクドア症にかかる検査を実施するとともに、ヒオウギガイ、カキなどについて定期的に貝毒プランクトンのモニタリングと貝毒検査を実施します。
- ・真珠養殖業者等の関係者に対して、漁場環境や有害赤潮発生等の情報の迅速な提供、

真珠適正養殖管理マニュアルの配布とマニュアルに基づく指導・助言、耐病性のあるアコヤガイ（母貝）の選抜育種技術の開発を進めます。

【安定的かつ収益性の高い養殖経営】

収益性の高い養殖業の経営の確保のため、「売れる水産物」をめざした養殖水産物のブランド化、多品種化とともに、流通・小売事業者のニーズに確実に応じられる生産体制の構築と品質の均一化が必要です。

また、藻類養殖、真珠養殖やカキ類など貝類養殖では、養殖生産が水温等の漁場環境の影響を受けやすいため、漁場環境のモニタリング体制の高度化と、品質向上や生産の安定、効率化に向けた技術開発が必要です。

真珠養殖では、優良なアコヤガイ（母貝^{*}及び細胞貝^{*}）の安定生産、生産される真珠の品質向上、生産の安定や効率化に向けた技術開発、県産真珠の魅力の発信など需要増進に向けた取組が必要です。

令和元年度には、過去に経験がないアコヤガイの外套膜萎縮症状と大量へい死が発生したことから、こうした被害軽減のための対策が必要です。

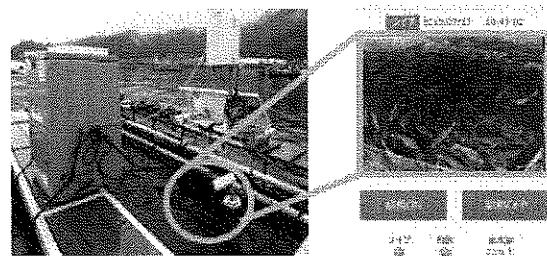
（展開方向）

- ・気候変動に対応した育種による魚類・藻類（ノリ類）・アコヤガイの品種改良、新たな品種に適した養殖技術の開発、現場での普及に向けた支援とともに、作業の共同化や協業化の取組を促進して経営基盤の強化を図ります。
- ・魚類養殖では、市場ニーズに応じた養殖魚の安定供給に向け、養殖魚の付加価値向上によるブランド化を進めるとともに、養殖管理の省力化や需要を踏まえた計画的な生産に向けて、A I ・ I C T 等を活用した養殖技術の標準化・適正化や、経営体の協業化、法人化、大規模化を進め計画生産体制を構築します。
- ・新型コロナウイルス等の社会情勢の変化を契機に、生産コストの削減や高品質化、マダイに依存した生産体制からの脱却など、魚類養殖の構造改革に取り組むとともに、長期にわたる漁業経営の安定に資するため、収益の向上につながる複合養殖の導入やリスク分散のための経営改善など新たな魚類養殖を確立します。
- ・藻類養殖、真珠養殖では、漁場環境の自動観測とリアルタイムでのオンライン表示システムの開発により、生産の安定化・効率化とともに、品質向上に向けた養殖技術の見える化を推進します。
- ・真珠の品質向上等に向けた技術開発、環境に配慮した真珠の生産体制及びサスティナブル、エシカルといった県産真珠のブランドイメージの構築、海外の真珠バイヤーやインバウンド向けの真珠体験ツアーの受け入れ、国際イベントにおける真珠の利用促進など国内外での真珠の魅力のP Rに取り組みます。
- ・令和元年度に発生したアコヤガイの外套膜萎縮症状やへい死について、水産研究所による原因究明や養殖管理のための自動観測データの提供、複数種類の稚貝の育成、漁場でのアコヤガイ成育状況のモニタリング、制度資金の無利子化などの経営支援等の対策に取り組みます。

A I ・ I C T 技術を活用した養殖業の展開

県では、生産コストの上昇等により経営状況が悪化している養殖業の体質強化を図るため、令和元年度から、魚類養殖において、A I ・ I C T を活用して養殖魚（マダイ等）の給餌・遊泳行動パターンを解析することで、小規模経営体が導入可能な完全自動型給餌システムの開発などに取り組んでいます。

また、真珠養殖においては、優秀な養殖業者の養殖技術の見える化やI C T ブイにより取得する水温のリアルタイムデータ等の解析による養殖漁場の環境予測技術の開発などに取り組んでいます。



1－2 多様な担い手の確保及び育成と経営力の強化

1－2－1 多様な担い手の確保及び育成

(取組目標)

新規漁業就業者数（45歳未満）

現状値(令和元年度)	目標値(令和11年度)
42人	62人
多様な担い手の確保及び育成に向け、水産業及び漁村を支え、活性化させていく若い45歳未満の新規就業者を確保していく必要があることから選定しました。漁師塾*への支援や居抜きの仕組みづくり、協業化や法人化の促進による雇用の受け皿となる経営体の確保及び育成といった取組を進めることで、45歳未満の新規就業者を毎年2人ずつ増加させることをめざし、目標値を設定しました。	

本県への新規漁業就業者数のうち過半数を非漁家や県外からの就業者が占めていることから、就業希望者が円滑に漁業に就業し漁村で生活できるような仕組みづくりを進めいくことが必要です。

また、法人への雇用が増加していることから、雇用の受け皿となる経営体の確保及び育成を進めるなど、地域の水産業及び漁村が多様な担い手にとって魅力的な働く場となることが必要です。

さらに、漁業を開始する場合には、漁船の購入や施設整備費用などの初期投資に係る金銭面の負担が大きな障壁となっていることから、こうした負担を軽減し、早期の経営安定につなげていくことが必要です。

漁業就業者の減少により労働力の確保が困難となってきていることから、障がい者、高齢者、女性など漁業の多様な担い手による新たな就労の創出につなげる取組が必要です。

(展開方向)

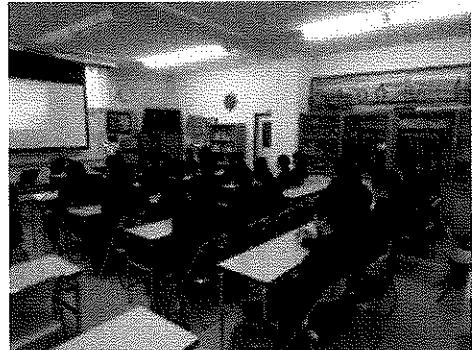
- ・県立水産高校や漁業士と連携した講座の開催など、学生等を対象に、地元水産業の魅力紹介や漁業体験を実施します。
- ・地区外からの就業希望者の受け入れと定着を促進するため、都市の若者等を本県の漁業に呼び込む仕組みづくりを進めるとともに、漁業現場における技術研修の場である漁師塾や真珠塾の運営及び開設について支援を継続します。
- ・新規漁業就業者の定着を支援するため、漁業近代化資金等の水産制度資金や事業承継の仕組みづくりなどにより自立時の初期投資費用の負担軽減を図ります。
- ・協業化や法人化を促進し、安定した経営基盤を有し、労働環境や安全管理体制の整った法人を育成することで、多様な担い手の雇用の受け皿の確保を図ります。
- ・意欲ある漁業者を対象に漁業経営、資源管理、加工流通、6次産業化などに関する研修への参加を促進し、技術や経営管理能力の向上を図ります。
- ・新型コロナウイルス感染症の収束を見据えたITスキルを持った水産業者等の育成を進めます。

- ・ロボット技術を活用した省力化等により、高齢者や女性など多様な担い手がライフステージ等にあわせて活躍できる「ユニバーサル水産業」の実現を推進します。
- ・地域が主体となって水福連携*に取り組む体制づくりや地域における水福連携の推進等を担う指導者の育成を支援し、水福連携の取組の展開を図ります。

水産高校と連携した取組

県では、漁業関係者等で構成する「三重県漁業担い手対策協議会」において、水産高校と連携して取組を進めています。

平成 28 年度からは、協議会の取組の一つとして、水産高校の生徒に対して、漁業者から、市場での水揚げやセリ、資源管理の取組について説明する市場見学会の開催や、漁業者や水産加工業者等が、水産高校においてこれまでの経験を活かして仕事内容や魅力に関する出前授業を行う取組を実施しています。



また、平成 28 年度から平成 30 年度まで、県内外の高校生等の学生を対象に、県内への漁業就業体験機会を提供し、漁業の魅力を体験してもらう漁業インターンシップを実施した結果、2 名の水産高校生が漁業に就業しています。

さらに、志摩市や大紀町等において、漁業者と水産高校が連携して、県産水産物を利用した商品開発を行う取組もみられます。

水福連携の促進

県では、障がい者が水産業の新たな担い手として活躍できるよう、漁業者等から福祉事業所等への漁労作業委託など水産業と福祉との連携を促進しています。

県南部地域におけるカキや青ノリの養殖業を中心に、令和元年度には新たに県北部の木曽岬町において、収穫されたワカメの塩蔵加工に障がい者が携わる取組が開始されるなど、令和元年度末までに 32 件、のべ 465 人の障がい者が就労しています。



1－2－2 安定した経営体の育成

(取組目標)

「浜の活力再生プラン」策定地区における漁業所得の増加率

(現状値を 100 とした場合の増加率)

現状値(令和元年度)	目標値(令和11年度)
100 (平成 30 年度)	121 (令和 10 年度)
「持続可能なもうかる水産業」の実現に向け、漁業所得を増加させる必要があることから、「浜の活力再生プラン」策定地区における漁業所得の増加率を選定しました。各地区が策定・実践する「浜の活力再生プラン」において、現状を 100 とし、全ての地区的平均所得を 10 年間で 21% 向上させることをめざし、目標値を設定しました。	

個人経営体の漁労所得は勤労者世帯の所得と比較して、依然として低いことから、収入の増加や経費の削減などによる所得の向上をめざした取組を促進していくことが必要です。

また、本県の漁業経営体は、96%を個人経営体が占めており、経営規模も小さいことから、漁業経営の安定を図るため、作業の自動化・効率化など生産性の向上や経営規模の拡大、働き方改革等を進めていくことが必要です。

(展開方向)

- ・個人経営体をはじめとする漁業経営体の所得向上や経営安定のため、操業の効率化など所得向上につながる漁船や省力化・省コスト化に必要な機器等の導入、資源管理を推進しつつ収益性の向上を図るために必要な漁船や漁具の導入を支援します。
- ・収益性向上をめざした漁船、漁具、施設の整備等に対して、漁業近代化資金等の水産制度資金等により支援します。
- ・災害や不慮の事故等による漁業経営への影響を緩和し、漁業経営の維持安定を図るため、漁業共済や漁業経営セーフティーネット構築事業等への加入を促進します。
- ・個人経営体の所得向上を図るため、新たな収入源の確保に向けた複合経営の取組、藻類養殖での共同加工施設の整備を促進します。
- ・法人化や経営規模の拡大を支援することで、水産業者等の経営の安定と雇用の創出を促進します。
- ・所得向上を図るため、水産加工業者や流通業者、水産高校等との連携や 6 次産業化等による高付加価値化を促進します。
- ・新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた I T スキルを持った水産業者等の育成を進めます。
- ・体温の測定と記録、手指の消毒、マスクの着用など、生産現場における新型コロナウイルス感染症の予防対策の周知徹底を進めるとともに、水産業者等の生産活動の継続に向け、外国人技能実習生の確保が難しい経営体の人手不足解消の取組を促進します。
- ・地域の漁業が継続的に行われるよう、漁協等と十分に連携を図りながら、地元水産業者の規模拡大や新規参入の促進などにより経営力のある担い手の確保及び育成を進めます。

- ・A I ・I C T等を活用した技術の見える化、作業の自動化・効率化など、生産性や所得の向上、働き方改革につながる水産業のスマート化、高齢者や女性など多様な担い手がライフステージ等にあわせて活躍できる「ユニバーサル水産業」の実現を図ります。

複合経営の促進

県では、漁業者の新たな収入源の確保に向けて、複数の漁業種類を営むことにより、経営を安定化させていく取組を支援しています。

津市香良洲地区においては、イカナゴ漁を営む漁業者が、イカナゴ漁期に新たな漁業として青ノリ養殖を行う取組を支援し、先進的な取組として全国でも評価されています。



1－2－3 水産業協同組合の経営の安定

(取組目標)

県内の沿海漁協数

現状値(令和元年度)	目標値(令和11年度)
14 漁協	1 漁協
水産業や漁村の活性化の中核的な役割を担う漁協の組織・経営基盤の強化に向け、県内沿海漁協の合併による県1漁協の実現が必要であることから選定しました。県内全ての沿海漁協が合併し、10年後に1漁協となることをめざし、目標値を設定しました。	

合併漁協は事業の効率化等により事業利益を黒字化し、経営改善に一定の成果を上げていますが、多くの小規模漁協では、依然として事業利益がマイナスとなっており、漁業者の協同組織として、地域の水産業振興や活性化の中核的な役割を果たしていくよう、合併による経営基盤の強化や組織や事業の充実強化を図っていくことが必要です。

真珠養殖漁協や内水面漁協についても、組合員数の減少やそれぞれの漁業が抱える様々な課題に的確に対応し、漁業者の協同組織として必要な役割を果たせるよう、合併による経営基盤の強化や組織や事業の充実強化を図っていくことが必要です。

(展開方向)

- ・県1漁協に向け、その前段階となる「県3漁協（伊勢湾地区、鳥羽磯部地区、外海地区）」など段階的な合併を促進します。伊勢湾地区については、県漁連等系統団体や市町と連携しながら、漁協合併が円滑に進むよう、「伊勢湾地区漁協合併推進協議会」を軸に合併協議を促進します。また、組合員数の減少が深刻な漁協については、先行的な合併・再編も視野に入れた協議を促進します。
- ・組合員の合併に対する理解と賛同を得られるよう、事業規模の拡大等による漁協経営の安定などの合併の効果を説明しつつ、統合による支所の閉鎖などの合併への不安を払拭するなど、県漁連等系統団体や市町と連携し、組合員の意見を十分に聴き取りながら、漁協の合併協議を促進します。
- ・真珠養殖漁協については、組織強化や合併に向けた勉強会の開催など、漁協合併の検討を促進します。
- ・沿海漁協、真珠養殖漁協及び内水面漁協については、漁業者の協同組織として必要な役割を果たせるよう、適正な人員配置と人材育成、コンプライアンス向上、管理費削減などの経営合理化、加工・販売体制の構築や拡充など、組織及び事業の強化・充実を支援します。

漁協合併の促進

県では、漁協の経営基盤強化を図るため、漁協合併を促進しており、平成9年度末に 109 漁協あった沿海漁協数は、令和元年度末には 14 漁協にまで再編されました。

県漁連等系統団体、関係市町と連携しながら、引き続き、漁協に対して助言、指導していきます。



1－2－4 県産水産物の競争力の強化

(取組目標)

県輸出協水産部会員による新たな輸出取引件数（累計）

現状値(令和元年度)	目標(令和11年度)
13 件	43 件

県産水産物の競争力の強化に向け、県産水産物の輸出促進を図り、恒常的な輸出を実現することが重要であることから選定しました。県輸出協水産部会員による新たな輸出取引件数を、毎年3件ずつ、10年間で30件増加させることをめざし、目標値を設定しました。

県産水産物の競争力を強化し、漁業者の所得を向上させるためには、品質の向上や異業種との連携による商品開発等の取組を進めるとともに、県産水産物の魅力を消費者に向けて発信し、新たな販路の開拓につなげるなど、水産物の付加価値を向上させ差別化を図っていくことが必要です。

また、国内の食市場が縮小すると見込まれる中、国際的な水産物需要の高まりや「日本食」に対する追い風等の好機を活かし県産水産物の輸出を促進するためには、意欲的な事業者の確保や育成を図るとともに、本県の強みを生かした県産水産物の輸出拡大に向けた取組を支援していくことが必要です。

さらに、真珠については、アジアの富裕層を中心に需要が年々拡大している一方、南洋真珠や淡水真珠などの外国産真珠との国際競争が激化しており、県産真珠の品質向上、県産真珠の魅力の発信などの需要増進に取り組むことが必要です。

県産水産物の競争力の強化につなげていけるよう、産地市場の統廃合等により産地市場の機能を高めていくとともに、年々増加する市場外流通への対応が必要です。

(展開方向)

- ・県産水産物の新たな販路拡大を進めるほか、6次産業化、観光業等異業種との連携などを含めた付加価値向上の取組を支援するとともに、水産エコラベル*認証の取得や、地理的表示保護制度（G I）の活用などを促し、ブランド力向上を図ります。
- ・水産業者等が、内食や中食、通信販売などの新たなビジネスシーンにおいて、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた販路拡大等の事業展開を行っていけるよう支援します。
- ・2021年の第9回太平洋・島サミットの開催（志摩市）を契機に、真珠をはじめとする県産水産物や食材等の魅力を国内外に発信し、知名度向上と需要拡大を図ります。
- ・伊勢志摩サミットのレガシーや東京2020大会を契機に展開したプロモーションの成果、日本農業遺産及び日本遺産の認定による知名度を活かした情報発信、イベント等の開催等による地元水産物のPRを取り組みます。
- ・輸出拡大に向け、引き続き、国に対し、輸出先国の手続き等規制緩和を要望するとともに、輸出に取り組む事業者の拡大を進めていきます。また、アジア経済圏を主なターゲ

ットとした商談機会の創出に努めるとともに、輸出先国の規制等を踏まえたHACCP認定取得等を促進します。

- ・真珠の品質向上等に向けた技術開発、環境に配慮した真珠の生産体制及びサステナブル、エシカルといった県産真珠のブランドイメージの構築、海外の真珠バイヤーやインバウンド向けの真珠体験ツアーの受け入れ、国際イベントにおける真珠の利用促進など国内外での真珠の魅力のPRに取り組みます。
- ・食品衛生法に基づくHACCPに沿った衛生管理の速やかな導入や生産者による鮮度保持の取組など、衛生管理の高度化を促進するとともに、産地市場の統廃合を進め、高度衛生管理市場や情報通信施設の整備など拠点市場の整備による流通の効率化や高度化を進めます。

水産物の輸出の促進

県では、県産水産物の特色を生かした輸出を促進するため、平成26年に設立した三重県農林水産物・食品輸出促進協議会水産部会において、水産物輸出に意欲のある事業者と連携して、海外市場開拓調査や商談会を実施しています。

このような中、平成30年12月には、国内初となるシンガポール向け活カキ輸出が解禁され、活カキ輸出が開始されました。



1－3 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

1－3－1 水産業の基盤の整備

(取組目標)

拠点漁港における耐震・耐津波対策を行った施設の整備延長（累計）

現状値(令和元年度)	目標値(令和11年度)
493m	1,016m

防災・減災対策として、県管理の生産・流通拠点漁港における耐震・耐津波対策を実施する施設の整備状況を的確に把握する必要があることから選定しました。優先的に取り組む必要がある県管理の生産・流通拠点漁港の設備の耐震・耐津波対策整備について、整備延長の累計を1,016mとすることをめざし、目標値を設定しました。

南海トラフ地震発生の緊迫度が増すとともに、大型化する台風や豪雨などによる自然災害が頻発・激甚化してきている中、防波堤や係留岸壁などの漁港施設や、堤防などの漁港海岸保全施設は、老朽化が進む一方で、耐震対策が進んでいないため、施設の耐震化・長寿命化、津波防波堤の耐震・耐津波対策等を早急かつ計画的に進めていくことが必要です。

また、漁業者の高齢化や減少が進む中、漁協の合併は進んでいるものの地域における漁港機能の集約化は進んでいないため、地域に応じた再編や集約化を進めるとともに、流通コストの低減や、水産物の品質向上と将来的な輸出を見据えた施設整備を推進していくことが必要です。

(展開方向)

- ・防波堤や岸壁などの漁港施設や堤防などの海岸保全施設については、拠点漁港を中心に、地震や津波・高潮等への対策とともに、老朽化の状況などを踏まえた適切な長寿命化対策を効率的に進めます。加えて、BCP*や防災技術マニュアルを策定し、その運用により、ソフト・ハードの両面から漁港及び漁村における防災・減災対策に取り組みます。
- ・拠点漁港を拠点として周辺漁港と組み合わせた漁港機能の再編や集約化を進めるため、集出荷機能の集約や強化、高度衛生管理型の産地市場の形成、漁港ストックの有効活用などについて取組を進めます。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、研修会の開催や予防に係る衛生管理施設の改修を促進します。
- ・水産業の生産性を高めるため、共同加工施設や冷凍冷蔵施設などの共同利用施設等の整備を促進します。

漁港海岸における防災・減災対策

県では、漁港海岸において、南海トラフ地震や津波・高潮などに対する安全性の確保を図るため、海岸堤防等の耐震・耐津波対策や施設の長寿命化を進めています。

令和元年度には、白塚漁港において高潮対策として海岸堤防を整備しており、引き続き漁港海岸における防災・減災対策の取組を計画的に進めていきます。



1－3－2 水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造

(取組目標)

藻場・干潟等の造成面積（累計）

現状値(令和元年度)	目標値(令和11年度)
51.2ha	71.2ha

水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造に向けて、多くの生物の産卵・保育場等といった重要な役割を担っている藻場・干潟等の再生が必要であることから選定しました。生物の生息環境と藻場・干潟等を再生する適地を考慮して、造成面積の累計を71.2haとすることをめざし、目標値を設定しました。

多くの生物の産卵・保育場等といった重要な役割を担っている藻場・干潟が減少しているなど漁場環境が悪化していることから、生物を育む豊かな海を取り戻すため、漁場整備により本県沿岸資源の漁場環境を改善していくことが必要です。

また、効果的に沿岸の漁場環境の保全や改善を図るため、漁場整備に加えて、磯焼けの1つの原因となる海藻を食べる食害生物（ウニなど）の駆除やアサリ資源の増大などの取組と連携することが必要です。

さらに、近年「海洋プラスチックごみ」や「マイクロプラスチック」と呼ばれるプラスチック類が水産資源を含む海洋生態系に悪影響を与えるとともに、水産業界においてもF R P漁船、貝殻、廃漁網等漁業生産に伴って生じる廃棄物の処分が問題となっており、漁業系廃棄物の適正かつ効率的な処理を促進することが必要です。

(展開方向)

- ・漁業者や市町等の関係者と調整を図りながら、海域の特徴や水産資源生物の生態に配慮した藻場・干潟等の造成や再生並びに作濬や漁場浚渫などの漁場整備に取り組みます。
- ・漁業者や地域住民などで構成される活動組織による、食害生物の駆除や海藻種苗の移植、漂着物の除去など藻場・干潟等の保全活動を支援するなど、ソフト・ハードの両面から各海域の特徴に応じた取組を計画的に進めます。
- ・アサリ資源の増大に向けて効果的な環境整備を行うために策定した水産環境整備マスター プランに基づき、漁場の環境整備を進めます。
- ・水産多面的機能*が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、県民への啓発を進めます。
- ・国や漁業関係団体等と連携し、漁業者などが行う漁業系廃棄物の処分や海洋プラスチックごみの回収を促進します。

藻場再生の取組

県では、平成8年度から鳥羽・志摩海域～熊野灘沿岸海域のアラメ・カジメ場等の藻場再生に向けて、令和元年度までに、約30haの藻場造成を行ってきました。

また、効率的な事業実施に向けて、有識者、漁協、県漁連、関係市町等で構成する「三重県干潟・藻場等沿岸漁場保全懇談会」を開催し、藻場造成事業の計画・実施及び藻場の管理等に関する意見交換を行うとともに、

ハード整備・ソフト対策が一体となって、藻場の保全対策を推進するため、三重外海域藻場ビジョンを策定しました。



1－3－3 活力ある漁村の構築

(取組目標)

漁村の活性化につながる新たな取組数（累計）

現状値(令和元年度)	目標値(令和11年度)
—	30 取組
漁村コミュニティの維持発展に向けて、漁村の役割が将来にわたって持続的に發揮されるよう、漁村地域を活性化させていくことが必要であることから選定しました。6次産業化など、豊かな地域資源を活かした漁村地域の活性化につながる取組を着実に増加させ、累計で30の取組を実施することをめざし、目標値を設定しました。	

漁村コミュニティの維持が困難となっていくことが懸念される中、水産業及び漁村を支え、活性化させていく水産業の担い手を確保及び育成するとともに、漁村の基幹産業である漁業の持続的な発展に向けた取組を進めていくことが必要です。

漁村の人口が減少していく中、漁村文化の継承をはじめとする漁村の役割が将来にわたって持続的に發揮されるよう、漁業を中心に地域の豊かな資源を活かして交流人口を増やすなど、漁村地域の活力づくりに向けた取組を促進していくことが必要です。

さらに、余暇活動に係る水域及び漁港施設等の利用のあり方について、漁村の活性化につながるよう検討を進めることができます。

(展開方向)

- ・漁村コミュニティの維持発展に向け、漁師塾などの展開により水産業の担い手の確保・育成を進めるとともに、漁業と他の産業との連携や地域外の人材の活用、高齢者や女性の参画も図りながら、地域全体で漁業に取り組む体制づくりを進めます。
- ・漁業所得の向上を通じて漁村地域の活性化が促進されるよう、各地域の現状を幅広く聞き取り、取組の成果・課題を踏まえた指導や助言を行うなど、「浜の活力再生プラン」等の策定・実践に取り組む漁業者等を支援します。
- ・都市部等からの誘客を促進して交流人口の増大を図るため、海女漁業や日本農業遺産等の地域資源の活用や観光業等との連携を促進します。
- ・安全で快適な漁村生活のため、海岸保全基本計画を踏まえ海岸保全施設における地震や津波・高潮等への対策を進めるとともに、漁業集落排水施設の機能保全対策など生活環境整備を進めます。
- ・漁業体験や遊漁など余暇活動に訪れる方々の受入れ並びに観光業との連携等による都市と漁村の交流、新たな産業の誘致等を促進するため、水域及び漁港施設等の有効活用を進めます。
- ・ロボット技術を活用した省力化等により、高齢者や女性など多様な担い手がライフステージ等にあわせて活躍できる「ユニバーサル水産業」の実現を推進します。
- ・A I ・ I C T 等を活用した技術の見える化、作業の自動化・効率化など、生産性や所得の向上、働き方改革につながる水産業のスマート化を加速します。

浜の活力再生プラン等の取組

県では、地域の課題を解決し、5年間で1割以上の所得向上をめざして、浜ごとに策定する「浜の活力再生プラン」の取組を支援しており、令和2年4月末現在、18地区でプランが策定されています。

また、地域が連携して競争力を強化するため、県内の漁業種類ごとに策定する「浜の活力再生広域プラン」の取組を推進しており、令和2年4月末現在、黒のり養殖業、魚類養殖業、漁船漁業、真珠養殖業、青さのり養殖業、カキ養殖業でプランが策定されています。



1－3－4 内水面地域の活性化

(取組目標)

内水面地域に訪れた遊漁者数

現状値(令和元年度)	目標値(令和11年度)
9,661人(平成30年度)	10,700人(令和10年度)

内水面地域の活性化に向けては、遊漁者数の増加が必要であることから選定しました。遊漁者数を、10年間で10%程度増加させ、令和10年度の遊漁者数を10,700人とすることをめざし、目標値を設定しました。

カワウの生息数及び食害によるアユの被害金額は、いずれも減少傾向にはあるものの、依然として水産資源に大きな被害を与えており、対策の継続が必要です。

また、内水面漁協の運営を支えるためには、安定的な遊漁料収入が不可欠となっており、遊漁者の増加につながる取組が必要です。

さらに、絶滅が危惧されるなど、国際的にもウナギの資源管理が求められており、産卵親ウナギやシラスウナギの保護が必要です。

河川が本来有している生物の生息・成育・繁殖環境等が保たれるよう、適切な漁場環境の保全が必要です。

(展開方向)

【内水面水産資源の回復】

- ・内水面水産資源の保全及び活用に向け、稚アユ放流など漁業権対象魚種の増殖のための取組を支援するとともに、ドローン等による新しいカワウ駆除技術の情報提供などカワウ等による食害防止対策を支援します。
- ・アユ冷水病やコイヘルペスウィルス病等の蔓延防止のため、魚病発生時には罹病魚の移動制限等の措置を実施します。
- ・遊漁者数の増加につながるよう、天然資源を守りつつ、多様化する遊漁者ニーズに応える魅力的な川づくりについて検討を進めます。
- ・ウナギ資源の保護のため、産卵のために河川から海へ下る「下りウナギ」の再放流、密漁監視や採捕許可数量の管理による適正なシラスウナギの採捕を促進します。
- ・ウナギ養殖業者に対して適正な池入れが行われるよう指導等を行います。

【内水面における漁場環境の再生】

- ・地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を推進します。
- ・漁場環境・生態系の維持・回復に資するため、ヨシ帯の保全や河川の清掃活動など、漁協等が行う取組を支援します。

内水面地域での漁場環境再生等の取組

県では、内水面の生態系維持等のため、産卵場や成育場として重要なヨシ帯の保全や、環境学習、河川の清掃活動など、漁業者と地域住民等の組織が行う取組を支援しており、令和元年度には、5市町5組織（松阪市、名張市、大台町、大紀町、紀北町）が、ヨシ帯の保全や内水面の生態系の維持・保全・改善などの活動を実施しました。



1-4 その他の施策

1-4-1 水産に関する技術の研究開発の推進及びその成果の普及

(取組目標)

県内でのスマート水産業の実践数（累計）

現状値（令和元年度）	目標値（令和11年度）
2件	22件

生産性や所得の向上、働き方改革につながる水産業のスマート化に向けては、A I・I C T等を活用した作業の自動化・効率化など、最先端技術の生産現場での活用を促進していく必要があることから選定しました。県内でのスマート水産業の実践の取組を、毎年2件ずつ増加させていくことをめざし、目標値を設定しました。

漁業・養殖業の競争力の強化を図り、水産業を成長産業とするためには、漁業者や関係団体の抱える課題を的確に把握し、生産性と収益性の向上を実現するための技術開発を進めるとともに、経営を含めた安定生産のための技術指導を行うなど、新たな技術の研究開発とその成果を普及していくことが重要となっています。

また、近年、A I・I C Tやロボット技術、遺伝子解析技術が急速に進展し、海洋環境や水産資源のモニタリング、機器の制御や自動化、水産動植物の育種などへの適用が急速に進む中、スマート水産業の実現に向けて、これら最先端技術の生産現場での活用を促進していくことが必要です。

特に、最先端分野の研究開発は、水産研究所単独での推進は難しく、国や大学等の研究機関や民間企業等との連携が必要です。

(展開方向)

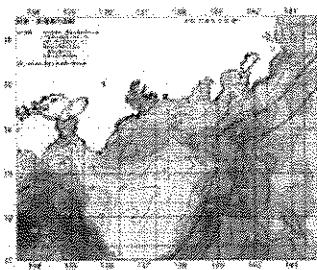
- ・生産現場が抱える課題解決のため、漁業者、関係団体等との積極的な意見交換を通じて、現場のニーズ把握に努め、生産性と収益性向上を実現するための技術開発を推進します。
- ・得られた成果は、生産現場への技術導入の効果を科学的根拠に基づき、わかりやすく説明し、広く速やかな普及をめざします。
- ・スマート水産業の実現に向けて、产学研官の研究会を立ち上げ、新技術の試験的導入・実証などを進めます。
- ・受託事業や競争的資金を積極的に活用するとともに、水産研究所に不足する知識や分析機器等を有する研究機関とコンソーシアムを形成し、最先端の知見や調査研究手法を用いて効率的・効果的に県内水産業の課題解決を図ります。

衛星リモートセンシング技術の活用

水産研究所では昭和 60 年から衛星データを利用した海況情報を作成し、漁業者ニーズに対応した情報提供を行っています。

また、関東・東海の一都五県※現場観測データを共有し、衛星データと融合させることで海況情報を高度化した「関東・東海海況速報」を作成しています。

※静岡県、千葉県、東京都、神奈川県、三重県、和歌山県



1-4-2 県民の理解の促進

(取組目標)

県民理解の向上に向けた取組数

現状値(令和元年度)	目標値(令和11年度)
10 取組	20 取組
水産業及び漁村に関する県民の理解の向上に向けては、水産業及び漁村が果たしている役割や県産水産物の魅力について、効果的に情報発信していくことが必要であることから選定しました。SNSやメディアの活用などによる情報発信の取組を10年間で10取組増加させ、20取組とすることをめざし、目標値を設定しました。	

水産業者等、市町、県民の皆さんと一体となって取り組み、条例に掲げる基本理念を実現していくためには、漁業者による海難救助や漁村文化の継承など、水産業及び漁村が果たしている県民にとっての役割について、理解を十分に深めていくことが必要です。

また、魚介類の1人当たりの年間消費量が減少するなど消費者の魚離れが進む中、観光業等との連携、学校給食や学校教育との連携など様々な機会を通じて、県産水産物の魅力を発信し、県産水産物の消費の増加につなげていくことが必要です。

(展開方向)

- ・水産物の持つ健康面での機能性や資源保護の重要性、多面的機能等をはじめ水産業及び漁村が果たしている役割について、広く理解が進むよう、SNSなどICT等を活用して効果的に情報発信します。
- ・水産業への理解が深まるよう、県民等が水産業の現場を訪れ、見て、体験できる水産業の見える化への取組を促進します。
- ・観光業等との連携により、漁業体験等を通じて水産業や県産水産物の魅力を伝える取組等を促進します。
- ・学校給食や学校教育と連携して、子供たちに、魚食の良さを伝え、魚食習慣の定着に向けた取組を促進します。
- ・国内の魚介類摂取量は、40歳代以下の世代で特に顕著に少なくなっていることから、次世代に魚食習慣を伝えていくためには、家庭での魚食習慣の定着が重要であり、時短・簡便な魚介類の調理方法の紹介や魚食の魅力を発信し、家庭における魚食普及を促進します。

魚食リーダーと連携した魚食普及

県では、魚食を普及し、水産物の消費拡大を促進するため、県産水産物の知識や簡便な調理方法を伝承できる人材として、これまで 80 名の三重県魚食リーダーを養成し、消費者が多く集うスーパー やイベント会場等において、簡単に調理できる魚料理の実演や魚食の情報発信、魚料理教室等を開催しています。



2 漁業種類別の施策の展開方向

2-1 船びき網漁業及びまき網漁業 (イワシ類、サバ類、アジ類、イカナゴ等)

船びき網漁業は、伊勢湾や伊勢湾口におけるイワシ類やイカナゴなどの多獲性浮魚を主に漁獲しており、漁獲量は横ばいで推移しています。また、まき網漁業は、イワシ類、サバ類、アジ類などの多獲性浮魚を主に漁獲しており、漁獲量は増加傾向にあります。

マイワシ、マアジ、サバ類等などTAC制度の対象魚種については、国は、現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量(MSY)を達成できる水準に、資源を維持・回復させることをめざすこととしており、一時的なTAC配分の減少や個別割当(IQ)制度の導入も見込まれることから、漁業者の一時的な減収対策が必要です。

また、平成28年から漁の解禁の見合わせが続くイカナゴについては、資源減少の原因究明など資源回復に向けた取組を進めるとともに、経営の安定に向けた取組を促進する必要があります。

同一海域において、船びき網漁業、定置漁業、まき網漁業など異なる漁業の操業が行われており、漁業間における調整が必要です。

まき網漁業では大量の漁獲物が水揚げされることにより魚価が下落する場合があるため、その対策が必要です。

(展開方向)

- ・三重県漁業調整規則等の公的管理措置の遵守の徹底及び漁業者の自主的な資源管理の取組を支援し、水産資源の維持・増大を図ります。
- ・TAC対象種の適切な管理に資するよう、漁獲量管理等を行い、必要な措置を講じるとともに、国の資源評価に必要となる迅速な水揚げ情報等のデータ収集体制を構築します。
- ・漁業者を中心とした資源管理に資するよう、船びき網漁業やまき網漁業で漁獲される水産資源について、科学的根拠を踏まえた精度の高い資源評価に基づき、資源評価結果や効果的な資源管理手法を漁業者に提供し、漁業者が策定する資源管理計画をブラッシュアップすることで、漁業者を中心とした効果的な資源管理を促進します。
- ・イカナゴの資源回復に向け、夏眠場での海水温の連続観測や、愛知県と連携した夏眠魚や仔魚の採集調査を行うなど、資源の状況把握や減少要因の究明に努めるとともに、漁業関係者への情報提供を実施します。
- ・漁業者の新たな収入源の確保に向けて、単一の漁業種類だけでなく複数の漁業種類を営むことにより、経営を安定化させる取組を支援します。
- ・沿岸漁業とまき網漁業の調整に資するため、関係者等とともに協議の機会を設けるなどにより、相互理解及び共生共栄を推進するとともに、引き続き、AISを用いたまき網漁業の操業位置情報の管理を行います。
- ・大量に漁獲された水産物等を有効活用し、安定した漁業経営や就労環境の改善を図ることが重要であるため、未利用資源や大量の漁獲物の一時保存を可能とする水産加工施設等の整備を進めます。

- ・異常な事象や不慮の事故、燃油高騰等による漁業経営への影響の緩和を図るため、経営の安定を支える漁業共済やセーフティーネットへの加入を促進します。
- ・漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、資源管理による減収等を補てんする漁業経営安定対策の活用を促進します。
- ・操業の効率化など所得向上につながる漁船や省力化・省コスト化に必要な機器等の導入、資源管理を推進しつつ、収益性の向上を図るために必要な漁船や漁具の導入を支援します。

2-2 定置漁業

(ブリ類、サバ類、イカ類等)

定置漁業は、ブリ類、サバ類、イカ類などの多獲性浮魚を主に漁獲しており、漁獲量は横ばいで推移しています。

マイワシ、マアジ、サバ類などTAC制度の対象魚種については、現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量(MSY)を達成できる水準に、資源を維持・回復させることをめざすこととしており、一時的なTAC配分の減少が想定されることから、漁業者の一時的な減収対策が必要です。

適切な保存・管理による水産資源の維持・増大に向けて、TAC制度の的確な運用など科学的知見を踏まえた資源管理を進めていく必要があります。

(展開方向)

- ・三重県漁業調整規則等の公的管理措置の遵守の徹底及び漁業者の自主的な資源管理の取組を支援し、水産資源の維持・増大を図ります。
- ・TAC対象魚種の適切な管理に資するよう、漁獲量管理等を行い必要な措置を講じます。
- ・定置網への水中カメラの設置やAIによる画像解析により、漁獲状況を事前に把握し、積載する氷の量や不要な出漁を減らすことにより操業の効率化を図るなど、AI・IC-T等の活用を促進します。
- ・異常な事象や不慮の事故、燃油高騰等による漁業経営への影響の緩和を図るため、経営の安定を支える漁業共済やセーフティーネットへの加入を促進します。
- ・漁業者の自主的な資源管理措置が講じられるよう指導等を行うとともに、漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、資源管理による減収等を補てんする漁業経営安定対策の活用を促進します。

2-3 一本釣・刺し網・はえ縄等沿岸漁業

(マダイ、イセエビ、トラフグ等)

一本釣漁業、刺し網漁業、はえ縄漁業等は、対象魚種が多岐にわたり、漁獲量の動向もマダイは横ばい、イセエビは増加傾向、トラフグは減少傾向など様々です。

魚種ごとの資源動向や資源特性に応じて、資源の維持・増大を進めていくことが必要で

す。

(展開方向)

- ・三重県漁業調整規則等の公的管理措置の遵守の徹底及び漁業者の自主的な資源管理の取組を支援し、水産資源の維持・増大を図ります。
- ・マダイ、ヒラメ、カサゴ、クルマエビなどの本県の栽培漁業対象種に加え、サワラ、イサキ、イセエビなどについても、科学的根拠を踏まえた精度の高い資源評価に基づき、資源評価結果や効果的な資源管理手法を漁業者に提供し、漁業者が策定する資源管理計画をブラッシュアップすることで、漁業者を中心とした効果的な資源管理を促進します。
- ・資源増殖について要望があるマダイ、ヒラメ、トラフグ等について、新たに策定する栽培漁業基本計画に沿って、効率的、効果的な栽培漁業を推進します。
- ・異常な事象や不慮の事故、燃油高騰等による漁業経営への影響の緩和を図るため、経営の安定を支える漁業共済やセーフティーネットへの加入を促進します。
- ・漁場環境の改善と水産資源の回復を図るために藻場・干潟等の再生・保全を推進します。
- ・操業の効率化など所得向上につながる漁船や省力化・省コスト化に必要な機器等の導入、資源管理を推進しつつ収益性の向上を図るために必要な漁船や漁具の導入を支援します。

2-4 底びき網漁業

(エビ・カニ類、アナゴ、アサリ等)

底びき網漁業は、伊勢湾において、エビ・カニ類、アナゴなど底魚類、アサリなど二枚貝類を漁獲しており、漁獲量は減少傾向にあることから、詳細な原因究明を進め、資源の維持・増大に取り組むことが必要です。

(展開方向)

- ・クルマエビ、ヨシエビ、ガザミ、アナゴ、アサリ、ハマグリなど、底びき網漁業で漁獲される水産資源について、継続的な資源や漁場環境の調査による現況把握と科学的知見を踏まえた資源評価に基づき、資源評価結果や効果的な資源管理手法を漁業者に提供し、漁業者が策定する資源管理計画をブラッシュアップすることで、漁業者を中心とした効果的な資源管理を促進します。
- ・三重県漁業調整規則等の公的管理措置の遵守の徹底及び漁業者の自主的な資源管理の取組を支援し、水産資源の維持・増大を図ります。
- ・調査船や漁船等により、温暖化等の動向を把握するとともに、底魚類や二枚貝類の生産に漁場環境が及ぼす影響を解明し、精度の高い資源評価につなげます。
- ・資源増殖について要望があるクルマエビ、ガザミ等について、栽培漁業基本計画に沿って、効率的、効果的な栽培漁業を推進します。
- ・漁業者の新たな収入源の確保に向けて、単一の漁業種類だけでなく複数の漁業種類を営むことにより、経営を安定化させていく取組を支援します。
- ・異常な事象や不慮の事故、燃油高騰等による漁業経営への影響の緩和を図るため、経営

の安定を支える漁業共済やセーフティーネットへの加入を促進します。

- ・資源回復を図るため、幼稚仔の成育に必要な藻場・干潟等の再生・保全等を推進します。

2-5 採貝漁業

アサリの漁獲量は昭和 57 年（14,769 トン）をピークに減少し、平成 30 年は 8 トンと過去最低を記録するなど、伊勢湾におけるアサリ等二枚貝類の漁獲量は減少しています。

減少要因については、漁獲圧の高い状態が続いたこと、母貝場(ぼがいば)となる干潟の減少、貧酸素水塊や集中豪雨といった生息環境の悪化などが要因と考えられており、詳細な原因究明を進めるとともに、成育環境の保全・再生を進めるなど資源の回復に向けた取組を進めていくことが必要です。

シジミの漁獲量も大きく減少していることから、資源動向を把握し、資源評価の導入を検討するなど適切な資源管理に取り組むことが必要となっています。

（展開方向）

- ・科学的根拠に基づく精度の高い資源評価に基づき、資源評価結果や効果的な資源管理办法を漁業者に提供し、漁業者が策定する資源管理計画をブラッシュアップすることで、漁業者を中心とした効果的な資源管理を促進します。
- ・操業時間、漁獲量・漁獲サイズの規制等による資源管理や、効果的な稚貝放流、食害生物の除去等、漁業者によるアサリ資源を増やす取組を支援します。
- ・漁業者と連携して、操業データと溶存酸素や塩分等の海洋環境データとの関係性を解析すること等により、アサリ等二枚貝類のより詳細な減少要因の究明を進めます。
- ・県内の河口域等に発生する大量の稚貝を活用した効果的な移植放流や資源回復に向けた有効な漁獲管理が実現するよう、漁業者等で構成する三重県アサリ協議会を中心に取組を進めます。
- ・アサリの着底や定着を阻害する波浪の影響を低減するため、粒径が大きい碎石を用いた漁場造成や干潟を網で覆う手法の研究開発を進めます。
- ・伊勢湾全体のアサリ資源を増やすため、伊勢湾奥部で母貝の成育に適した干潟造成等に取り組むとともに、母貝資源・浮遊幼生量の増大や貧酸素化の軽減等、干潟造成に期待される効果の評価を行います。
- ・伊勢湾においてアサリと同様に重要な二枚貝類であるハマグリの増殖に向けた調査研究を進めます。
- ・平成 31 年にアサリ等二枚貝類への寄生が本県で初めて確認されたカイヤドリウミグモ（以下「ウミグモ」）については、県内における分布調査を実施するとともに、ウミグモの生息域の拡大につながることが無いよう、関係者と協議しながら慎重に漁場整備を進めます。
- ・貝毒等による食中毒の発生防止のため、定期的に貝毒プランクトンのモニタリングと貝毒検査を実施します。

- ・シジミの資源動向を把握するために地元漁業者等が行う漁場調査等に協力するとともに、資源評価に基づいた持続的な資源活用を推進します。
- ・漁獲量が増加しているバカガイやバイなどを対象に6次産業化による加工を行い、地域特産物として開発を行う取組等を支援します。

2-6 海女漁業

本県の海女の人数は、平成30年には647人と減少しており、県内における海女漁獲物として重要なアワビ漁獲量も、昭和41年の752トンをピークに平成16年以降は100トン以下に減少しています。

伝統ある海女漁業の存続のため、海女が生業(なりわい)として続けられるよう、アワビ資源の回復や海女漁獲物の付加価値向上などの対策が必要です。

(展開方向)

- ・アワビ大型種苗の生産体制の構築や最適な放流手法の普及による回収率の向上並びにコンクリート板による放流漁場造成効果の把握と普及により、海女の最も重要な漁獲対象資源であるアワビ資源の回復を図ります。
- ・アワビについては、科学的根拠を踏まえた精度の高い資源評価に基づき、資源評価結果や効果的な資源管理手法を海女等に提供し、海女等が策定する資源管理計画をブラッシュアップすることで、海女等を中心とした効果的な資源管理を促進します。
- ・A I・I C Tやドローン等を活用し、海女が効率的に藻場を管理する仕組みづくりを進めるとともに、漁場環境の変化に対応したアワビ種苗生産や海女の潜水技術を活用したアワビ養殖手法の開発に取り組みます。
- ・海女の後継者の確保及び育成のため、漁師塾において、水産業普及指導員が研修会開催の支援とともに、新たな漁師塾の開設に向けた現地検討会の開催など漁師塾地区の拡大を支援することで、地区外からの就業希望者の受け入れと定着を促進します。
- ・効果的な藻場や漁場の造成に取り組むとともに、漁場における有害生物（ウニなど）の除去等、藻場や漁場の環境保全に取り組む海女等の活動を支援します。
- ・海女自身による資源管理の取組を「見える化」し、持続可能性をP Rすることで、海女漁業や「海女もん*」商品の魅力向上を図るとともに、首都圏などでの海女漁業や「海女もん」商品の魅力発信、「海女もん」商品の品質向上のための研修など海女振興協議会の活動を支援します。
- ・2021年の第9回太平洋・島サミットの開催（志摩市）を契機に、海女漁業や「海女もん」商品などの魅力を国内外に発信し、知名度向上と需要拡大を図ります。

2-7 魚類養殖 (マダイ、ブリ、マハタ等)

魚類養殖は県南部地域における重要な養殖業の一つですが、近年、魚価が伸び悩む一方で、飼料等の支出が高止まりしており経営を圧迫しています。

本県の魚類養殖は、零細な個人経営体が多くを占め、他県に比べて経営規模が小さく、大規模な他県の経営体に比べコスト面で不利な状況にあることから、生産性の向上や経営の安定に向けた取組が必要です。

また、魚類養殖の給餌作業は時間及びコストが掛かるとともに、飼育管理についても生産者の経験に大きく依存しており、後継者や若者の新規参入が困難であることから、作業の省力化や標準化を進めることができます。

(展開方向)

- ・完全自動型給餌システムや疾病を早期に発見するシステムの開発など、A I ・ I C T 等を活用した養殖生産管理の標準化を図るとともに、複数の経営体が連携し、需要に応じて計画的に出荷できる生産体制の構築を進めます。
- ・新型コロナウイルス等の社会情勢の変化を契機に、生産コストの削減や高品質化、マダイに依存した生産体制からの脱却など、魚類養殖の構造改革に取り組むとともに、長期にわたる漁業経営の安定に資するため、収益の向上につながる複合養殖の導入やリスク分散のための経営改善など新たな魚類養殖を確立します。
- ・他県産地に負けない競争力のある経営体を育成するため、協業化、法人化による規模拡大や養殖作業工程、資材購入の共同化の取組を支援します。
- ・収益性の向上と安定化につなげるため、「伊勢まだい」、「伊勢ぶり」、「伊勢黒潮まだい」に続く、マハタやカワハギ等の養殖魚のブランド化を進めるなど、養殖魚の付加価値向上によるブランド化、需要を踏まえた計画的生産と積極的な販路開拓を促進します。
- ・魚類養殖の生産コスト低減や経営リスク軽減を図るため、低魚粉飼料の開発・普及や複合養殖の有効性の検証・導入促進に取り組みます。
- ・魚病被害の低減及び消費者に安全で安心な生産物を提供するため、魚病診断の実施、投薬や疾病予防にかかる指導を実施するとともに、抗病性の向上が期待できる飼料添加物の開発等、疾病の防止、被害の軽減にかかる技術の開発及び普及を推進します。
- ・赤潮による漁業被害を未然に防止するため、定期的な漁場環境モニタリングを漁業者等と連携した情報ネットワークにより、被害が予想される赤潮情報の迅速な収集と発信に努めるとともに、調査研究を推進します。
- ・輸出品目として人気の高いブリについては、民間事業者や他県との連携を図りつつ、漁協や生産者が取り組む流通対策を支援します。
- ・養殖魚のブランド化や、持続可能な収益性の高い操業体制への転換に必要な漁船等の導入などに取り組む「浜の活力再生広域プラン」の実践に取り組む漁業者等を支援します。

2-8 藻類養殖 (黒ノリ、青ノリ等)

黒ノリ養殖は伊勢湾における重要な養殖業ですが、生産量、産出額ともに減少傾向にあり、高水温など気候変動の影響や色落ちなど様々な課題を抱えています。

青ノリ（ヒトエグサ）養殖については、本県の生産量が全国の6割以上を占めている重要な養殖業ですが、生産量、経営体数とも減少傾向にあります。

藻類養殖は零細な個人経営体が多くを占め、他県に比べて経営規模が小さく、大規模な他県の経営体に比べコスト面で不利な状況にあることから、生産性の向上や経営の安定に向けた取組が必要です。

また、黒ノリ養殖については、高水温や貧栄養など伊勢湾の環境変化に適切に対応していくとともに、青ノリ養殖では、天然採苗に頼っていることから、安定生産に向けた採苗技術の開発等を進めることができます。

(展開方向)

- ・アサクサノリの生産技術の確立に向けた研究開発を進めるとともに、アサクサノリの養殖生産体制や販売体制の構築に向けた漁業者の取組を支援します。
- ・藻類養殖において、水温等の環境情報を集約し、A I ・ I C T 等を活用して海況の可視化や将来予測を行うとともに、その情報を活用して海況に適応した養殖管理を行う仕組みづくりを進めます。
- ・高水温に強い黒ノリの新品種「みえのあかり」など、漁場環境の変化に適応し、生産性の向上、年内生産量の増加が期待できる新品種の作出、普及に努めます。
- ・栄養塩類が少ない環境下でも色落ちしにくい黒ノリ品種の実用化に向けた研究開発や、黒ノリの色落ちの予測等につながる、年間を通じた養殖漁場における栄養塩類の調査・解析に取り組みます。
- ・貧栄養化対策については、愛知県や瀬戸内海等の先進事例も参考に、関係者が連携した取組を進めます。
- ・水温、塩分、栄養塩類、プランクトン等の漁場環境情報の提供や生長状態、病害診断等により、S N S ツールを活用するなど、より迅速で高頻度に海況情報を共有できる体制づくりを進めます。
- ・生産におけるコスト削減や品質の安定化を図るために共同加工施設の整備や協業化を促進します。
- ・伊勢湾において、イカナゴに代わる新たな収入の確保のため、漁船漁業に加えて、新たに青ノリ養殖に取り組むなどの経営安定化に向けた取組を支援します。
- ・色落ち対策や委託加工方式への転換、ブランド構築などに取り組む「浜の活力再生広域プラン」の実践に取り組む漁業者等を支援します。

2-9 貝類養殖

(カキ等)

カキ養殖は、的矢湾で生産されるカキが「三重ブランド」に認定される等、本県を代表する水産物として位置づけられていますが、生産量、産出額ともに減少傾向にあります。

カキ養殖は、一部の地域を除き、種苗のほとんどを宮城県産に依存しており、安定的な地場種苗の確保に向けた取組を進めが必要です。

また、貝類については、春季を中心にプランクトンを原因とする貝毒の発生が懸念されるため、安全・安心の確保に向けた対策が必要です。

例年、高水温期（7～9月）におけるカキのへい死による生産量の減少が問題となっていることから、高水温期でのへい死率の低減対策等が必要です。

(展開方向)

- ・カキ養殖については、地場採苗やシングルシード*、養殖期間の短縮等の新たな養殖技術の開発・普及に取り組み、生産コストとリスクの低減、生産物の高品質化につなげます。
- ・高水温期におけるカキのへい死率の軽減につながるよう、漁場環境のモニタリングを実施するとともに、養殖密度などの養殖管理の適正化を促進します。
- ・殺菌海水による浄化の徹底や、行政と生産者が連携し、漁場環境やカキのノロウイルス保有状況を調査し、ホームページ等で消費者に対し積極的に情報提供するなど、県産カキの安全・安心確保の取組を推進します。
- ・ヒオウギガイ、カキ等については定期的に貝毒プランクトンのモニタリングと貝毒検査を実施するとともに、簡易で確度の高い貝毒検査手法の導入に取り組みます。
- ・カキなどの貝類養殖は、海域特性や種苗、養殖方法により形や味に特色を出しやすいことから、生産地域ごとの優位な特性をPRすることで、それぞれの地域の生産物のブランド化を推進していきます。
- ・カキサミット*の開催支援や首都圏等におけるカキ主要生産県と連携したPRイベントの実施等、三重県の養殖カキの安全性のPRや消費拡大を図ります。
- ・輸出については、シンガポール向け活カキの知名度や信頼性を活かし、近隣国などアジア経済圏への展開等に取り組みます。
- ・天然採苗及び養殖技術の開発、輸出への取組の促進、持続可能な収益性の高い操業体制への転換に必要な漁船等の導入などに取り組む「浜の活力再生広域プラン」の実践に取り組む漁業者等を支援します。

2-10 真珠養殖

(アコヤガイ)

本県が発祥の地である真珠養殖は、県中南部地域における重要な地場産業となっているのみでなく、地域観光にも貢献していますが、生産量及び経営体数は減少しています。

「三重県真珠振興計画」や「みえの真珠振興宣言」に掲げた後継者育成、真珠の生産性・

品質向上、海外への情報発信等の取組を着実に進める必要があります。

真珠養殖では、伝染性疾病や有害赤潮の発生等によるへい死や真珠品質の低下を軽減できるよう、漁場環境に応じた適切な養殖管理の実施が必要です。

令和元年度には、過去に経験がないアコヤガイの外套膜萎縮症状と大量へい死が発生したことから、その被害軽減のための対策が必要です。

本県の真珠養殖では、零細な個人経営体が多くを占め、他県に比べて経営規模が小さく、大規模な他県に比べコスト面で不利な状況にあることから、生産性の向上や経営の安定に向けた取組が必要です。

アジアの富裕層を中心にアコヤ真珠の需要が年々拡大している一方、南洋真珠や淡水真珠などの外国産真珠との国際競争が激化しており、県産真珠の魅力の発信など需要増進に取り組むことが必要です。

(展開方向)

- ・令和元年度に発生したアコヤガイの外套膜萎縮症状やへい死について、水産研究所による原因究明や養殖管理のための技術指導、複数種類の稚貝の育成、制度資金の無利子化などの経営支援等の対策に取り組みます。
- ・「三重県真珠振興計画」に掲げる漁師塾等（真珠塾）による後継者育成、漁場環境の改善、一般向け真珠講座等の開催による真珠文化の発信等の取組を進めます。
- ・真珠の生産性の向上のため、高品質な真珠の生産が期待できる母貝や細胞貝の安定生産及び効率的な真珠養殖のための技術の開発・普及を推進します。
- ・有害赤潮、貧酸素水塊、異常水温等によるアコヤガイのへい死及び真珠品質の低下を防止するため、真珠養殖業者と行政等が連携したモニタリング体制を継続するとともに、A I ・ I C T 等を活用した漁場環境データ及び環境予測情報の提供のための技術開発に取り組み、漁場環境情報の共有システムの高度化を推進します。
- ・真珠養殖の経営安定のため、協業化、法人化による経営規模の拡大や養殖作業や資材購入等の共同化を進めることで、競争力ある事業者の育成を支援します。
- ・県産真珠の国内需要や輸出の拡大のため、真珠業界関係者と連携し、環境に配慮した真珠の生産体制やブランドイメージの構築、海外の宝飾バイヤーや国内外の観光客等に向けた真珠体験ツアーや開催、消費者等に向けた P R イベントの開催など、真珠の魅力を伝える情報発信を推進します。
- ・2021 年の第 9 回太平洋・島サミット（志摩市）や三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催、2025 年の大坂・関西万博の開催を契機に、真珠の魅力を国内外に発信し、知名度向上と需要拡大を図ります。
- ・真珠の生産性や品質の向上、漁業後継者等の人材の育成などに取り組む「浜の活力再生広域プラン」の実践に取り組む漁業者等を支援します。

3 地域別（水域別）の施策の展開方向

3-1 伊勢湾地域（木曽岬町～伊勢市）

伊勢湾地域では、船びき網漁業や底びき網漁業などにより、イワシ類、マアナゴ、カレイ類、ヨシエビ、シャコ、アサリなどが漁獲され、冬季には藻類養殖業が基幹漁業となつておらず、伊勢湾の漁業を安定的に継続していくためには、伊勢湾を豊かな海に再生し、生態系を回復していくことが必要です。

しかしながら、漁場環境の改善には長期間を要することから、漁場環境の改善をめざす「海域・漁場環境対策」、伊勢湾を漁場として有効活用していくよう資源の添加など水産資源の回復をめざす「資源増大策」、漁業経営の安定やコスト削減が図られるよう生産性の向上をめざす「経営安定化策」等の着実な実施が必要です。

（展開方向）

- ・伊勢湾では、河川流入量の減少に伴う貧栄養化や豪雨等に伴う流木等の流入の大規模化が進んでいることから、堆積物の除去や漂流・漂着流木及びごみ対策、貧栄養及び貧酸素等の対策を実施し、海域・漁場環境の改善を図ります。特に、貧栄養化対策については、愛知県や瀬戸内海等の先進事例も参考に、関係者が連携した取組を進めます。
- ・干潟・藻場は海域の環境浄化や、水産動物の幼稚仔の保育場として重要な役割を担っており、こうした機能の增幅に向け、干潟の保全や造成等の対策を実施し、水質環境の改善や生態系等の保全を図ります。
- ・藻類養殖は、養殖期間中、藻場と同様の海域環境の浄化機能を發揮するとともに、二枚貝類への漁獲圧を低減させ、二枚貝類資源の保護などの役割を担っていることから、こうした機能や役割の増幅に向け、藻類新品種の開発・普及等の対策を実施し、藻類養殖の振興を図ります。
- ・採貝漁業で発生する貝殻処理などの課題とともに、大規模津波等の発生時には、漁港内等に放置された廃漁船などが陸域に流され、二次災害を及ぼすことが想定されることから、漁業系廃棄物処理等の対策を実施し、津波等による二次被害の防止を図ります。
- ・伊勢湾の主要漁獲物であるアサリ等の水産資源の増大に向け、こうした水産資源の生息場の拡大が必要なため、生息場の拡大に向け、養浜や盛土等の対策を実施し、二枚貝類等の漁場の整備を進めます。
- ・資源量が減少しているアサリ等の水産資源の急速な回復に向け、積極的な資源の添加が必要なため、アサリ等の貝類種苗生産技術の開発及び種苗放流等の対策を実施するなど、栽培漁業を推進します。
- ・漁の解禁見合わせが続いているイカナゴや資源量が激減したアサリ等の重要水産資源については、高度な資源管理と資源管理の実践に伴う減収等への対策が必要であることから、こうした水産資源の回復に向け、資源量を確実に把握する重要水産資源量調査等の対策を実施し、資源管理を推進します。
- ・試験研究機関は必要な技術開発や漁業者への技術普及・情報提供などの重要な役割を担

っていることから、こうした技術開発などに必要な分析機器等の充実や新たな技術開発に向けた研究施設整備等の対策を実施し、試験研究の充実強化を図ります。

- ・栽培漁業による資源添加や資源管理による資源増大とともに、密漁対策による水産資源の保護は重要であるため、密漁監視に必要なシステムの導入など、密漁監視対策の充実強化を図ります。
- ・漁協の組織・経営基盤の拡充強化が重要であり、漁協経営上の負債の抑制とともに、経営の合理化を図ることが重要であるため、漁協が所有する不要施設の処分等の対策を実施し、漁協合併を促進します。
- ・経営の合理化等には、市場統合等による流通の効率化や高度化を図ることが重要であるため、水産物の集荷出荷機能を集約して必要な施設の充実等の対策を実施し、拠点市場の整備を進めます。
- ・多様化する消費者ニーズに対応しつつ、積極的に県水産物の提供や情報発信を継続することが重要であるため、消費者に直接提供できる直販施設等の整備を進めます。
- ・大量に漁獲された水産物等を有効活用し、安定した漁業経営や就労環境の改善を図ることが重要であるため、未利用資源や大量の漁獲物の一時保存を可能とする水産加工施設等の整備を進めます。
- ・作業の省力化や効率化により経営の安定化を図ることが重要であるため、協業化や安全操業に向け、必要な漁労機器の導入等の漁業施設の整備を進めます。
- ・漁業外収入の確保も漁協経営上、必要な要素であるため、遊漁者が利用できる海洋レクリエーション施設の整備を進めます。
- ・藻類養殖においては、水温等の環境情報を集約し、A I ・ I C T 等を活用して海況の可視化や将来予測を行うとともに、その情報を活用して海況に適応した養殖管理を行う仕組みづくりを進めます。
- ・養殖経営の安定を図るため、アサクサノリやスジアオノリ等の導入や、委託加工の導入による海上作業と陸上作業の分業化を支援します。
- ・イカナゴに代わる新たな収入の確保のため、漁船漁業に加えて、新たに青ノリ養殖に取り組むなど、単一の漁業種類だけでなく複数の漁業種類を営むことにより、経営を安定化させる取組を支援します。
- ・漁業者や漁協等が、イベント・直販、移動販売、漁業体験学習等を実施することにより、県民の水産業への理解・協力を深める取組を支援します。
- ・漁獲量が増加しているバカガイやバイなどを対象に6次産業化による加工を行い、地域特産物として開発を行う取組等を支援します。

3－2 鳥羽・志摩地域（鳥羽市～志摩市）

鳥羽・志摩地域では、一本釣漁業や刺し網漁業、はえ縄漁業、海女漁業、カキ等の貝類養殖、真珠養殖など多種多様な漁業が営まれており、鳥羽・志摩地域の漁業を安定的に継続していくためには、漁場環境の改善をめざす「海域・漁場環境対策」、資源の添加など水産資源の回復をめざす「資源増大策」、漁業経営の安定やコスト削減が図られるよう生産性の向上をめざす「経営安定化策」等の着実な実施が必要です。

（展開方向）

- ・藻場は海域の水質浄化や、水産動物の幼稚仔の保育場として重要な役割を担っており、こうした機能の増幅に向け、藻場の保全や造成等の対策を実施し、水質環境の改善や生態系等の保全を図ります。
- ・大規模津波等の発生時には、漁港内等に放置された廃漁船などが陸域に流され、二次災害を及ぼすことが想定されることから、漁業系廃棄物処理等の対策を実施し、津波等による二次被害の防止を図ります。
- ・栽培漁業による資源添加や資源管理による資源増大とともに、密漁対策による水産資源の保護は重要であることから、密漁監視に必要なシステムの導入等の対策を実施し、密漁監視対策の充実強化を図ります。
- ・イセエビ資源の積極的な増殖のため、栽培漁業実現に向けた種苗の量産技術開発や効率的な飼育技術の開発に努めます。
- ・需要に合わせたアワビ大型種苗の生産体制の構築や最適な放流手法の普及による回収率の向上ならびにコンクリート板による放流漁場造成効果の把握と普及により、海女の最も重要な漁獲対象資源であるアワビの増産を図ります。
- ・A I ・ I C T やドローン等を活用し、海女が効率的に藻場を管理する仕組みづくりを進めるとともに、漁場環境の変化に対応したアワビ種苗生産や海女の潜水技術を活用したアワビ養殖手法の開発に取り組みます。
- ・真珠の生産性の向上のため、高品質な真珠の生産が期待できる母貝や細胞貝の安定生産及び効率的な真珠養殖のための技術の開発・普及を推進します。
- ・有害赤潮、貧酸素水塊、異常水温等によるアコヤガイのへい死及び真珠品質の低下を防止するため、真珠養殖業者と行政等が連携したモニタリング体制を継続するとともに、A I ・ I C T 等を活用した漁場環境データ及び環境予測情報の提供のための技術開発に取り組み、漁場環境情報の共有システムの高度化を推進します。
- ・真珠養殖の経営安定のため、協業化、法人化による経営規模の拡大や養殖作業や資材購入等の共同化を進めることで、競争力ある事業者の育成を支援します。
- ・令和元年度に発生したアコヤガイの外套膜萎縮症状や大量へい死について、水産研究所による原因究明や養殖管理のための技術指導、複数種類の稚貝の育成、制度資金の無利子化などの経営支援等の対策に取り組みます。
- ・県産真珠の国内需要や輸出の拡大のため、真珠業界関係者と連携し、環境に配慮した真

珠の生産体制やブランドイメージの構築、海外の宝飾バイヤーや国内外の観光客等に向けた真珠体験ツアーの開催、消費者等に向けたPRイベントの開催など、真珠の魅力を伝える情報発信を推進します。

- ・カキ養殖については、地場採苗やシングルシード、養殖期間の短縮等の新たな養殖技術の開発・普及に取り組み、生産コストとリスクの低減、生産物の高品質化につなげます。
- ・殺菌海水による浄化の徹底や、行政と生産者が連携し、漁場環境やカキのノロウイルス保有状況を調査し、ホームページ等で消費者に対し積極的に情報提供するなど、県産カキの安全・安心確保の取組を推進します。
- ・ヒオウギガイ、カキなどについて定期的に貝毒プランクトンのモニタリングと貝毒検査を実施するとともに、簡易で確度の高い貝毒検査手法の開発に取り組みます。
- ・カキサミットの開催支援や首都圏等におけるカキ主要生産県と連携したPRイベントの実施等、三重県の養殖カキの安全性のPRや消費拡大を図ります。
- ・県の平均よりも若い漁業者が多い、答志島や菅島等の離島における水産業の担い手の確保及び育成を支援します。
- ・水産高校と連携した地元水産業の魅力を紹介する講座の開催や漁業体験の実施、漁業者と水産高校が連携した商品開発等を促進します。
- ・作業の省力化や効率化により経営の安定化を図ることが重要であるため、協業化や安全操業に向け、必要な漁労機器の導入等の漁業施設の整備を進めます。
- ・漁協の組織・経営基盤の拡充強化が重要であり、漁協経営上の負債の抑制とともに、経営の合理化を図ることが重要であるため、漁協が所有する不要施設の処分等の対策を促進します。
- ・経営の合理化等には、市場統合等による流通の効率化や高度化を図ることが重要であるため、水産物の集荷出荷機能を集約して必要な施設の充実等の対策を実施し、拠点市場の整備を進めます。
- ・多様化する消費者ニーズに対応しつつ、積極的に県水産物の提供や情報発信を継続することが重要であるため、消費者に直接提供できる直販施設等の整備を進めます。
- ・大量に漁獲された水産物等を有効活用し、安定した漁業経営や就労環境の改善を図ることが重要であるため、未利用資源や大量の漁獲物の一時保存を可能とする水産加工施設等の整備を進めます。
- ・漁業外収入の確保も漁協経営上、必要な要素であるため、遊漁者が利用できる海洋リエーション施設の整備を進めます。
- ・「答志島トロさわら」など漁業者自らによる漁獲物のブランド化や6次産業化に向けた取組を支援します。
- ・輸出については、シンガポール向け活カキの知名度や信頼性を活かし、近隣国などアジア経済圏への展開等に取り組みます。
- ・「漁観連携」の展開、「魚々味」や「鳥羽マルシェ」などの施設の活用、地域イベントや朝市等への漁業者グループ等の出展などによる地元水産物の消費拡大を促進します。
- ・漁業の再生に関する話し合いを通じ、海底耕耘や漁場監視等の漁業環境の改善に向けた取組や都市と漁村の交流等の漁業の再生に関する実践的な取組を促進します。

- ・伊勢志摩サミットのレガシーや日本農業遺産及び日本遺産の認定による知名度を活かした情報発信、イベント等の開催等による地元水産物のPRに取り組むとともに、学校給食への地元水産物の活用を促進します。
- ・「伊勢海老刺し網オーナーイベント」の開催、海女小屋体験施設「さとうみ庵」の活用、海女と一緒に潜る「海女漁体験プラン」の実施、日本遺産「海女」ガイドの養成等、観光業と連携した取組を推進します。

3-3 熊野灘地域（南伊勢町～紀宝町）

熊野灘地域では、沿岸や沖合域において、一本釣漁業やひき網漁業、サンマ棒受網漁業、定置漁業、まき網漁業、刺し網漁業が、静穏な湾内ではマダイやブリ等の魚類養殖、カキやヒオウギガイ等の貝類養殖、真珠養殖、青ノリ養殖等が営まれており、熊野灘地域の漁業を安定的に継続していくためには、漁場環境の改善をめざす「海域・漁場環境対策」、資源の添加など水産資源の回復をめざす「資源増大策」、漁業経営の安定やコスト削減が図られるよう生産性の向上をめざす「経営安定化策」等の着実な実施が必要です。

（展開方向）

- ・藻場は海域の水質浄化や、水産動物の幼稚仔の保育場として重要な役割を担っているため、こうした機能の増幅に向け、藻場の保全や造成等の対策を実施し、水質環境の改善や生態系等の保全を図ります。
- ・大規模津波等の発生時には、漁港内等に放置された廃漁船などが陸域に流され、二次災害を及ぼすことが想定されることから、漁業系廃棄物処理等の対策を実施し、津波等による二次被害の防止を図ります。
- ・栽培漁業による資源添加や資源管理による資源増大とともに、密漁対策による水産資源の保護は重要であることから、密漁監視に必要なシステムの導入等の対策を実施し、密漁監視対策の充実強化を図ります。
- ・食害生物（ウニなど）の駆除や堆積物除去によるヒジキ場やガラモ場等の保全、新たな藻場造成に取り組むとともに、カサゴ、マダイ等の種苗放流を進めます。
- ・イセエビについては、藻場の減少や土砂流入等により漁場が減少するとともに、他地域に比べて魚価が低いことから、イセエビ資源の増大を図るため、小型個体の再放流、増殖礁（つきいそ）の整備を促進するとともに、地域の実情に合わせた合理的な資源管理手法の導入、品質管理や販売方法など魚価の向上のための取組を支援します。
- ・完全自動型給餌システムや疾病を早期に発見するシステムの開発など、AI・ICT等を活用した養殖生産管理の標準化を図るとともに、複数の経営体が連携し、需要に応じて計画的に出荷できる生産体制の構築を進めます。
- ・養殖経営の安定化のため、養殖期間が短く魚価が高いカワハギや魚価が高いマハタを用いた複合養殖、地域の特産海藻のヒロメ養殖を推進します。
- ・「伊勢まだい」や「伊勢ぶり」、機能性脂質の含有量を向上させた「伊勢黒潮まだい」、シ

ングルシード養殖した「ブルみえ」(マガキ) 等のブランド養殖水産物の生産を促進します。

- ・青ノリ養殖の安定生産実現に向けて、養殖管理への環境情報の活用、健全な種網の供給に向けた種付け管理方法のブラッシュアップを支援します。
- ・担い手の確保・育成を図るため、漁業体験の開催など漁師塾の運営の支援や地域漁業の協業化・法人化の促進、市町と連携した新規就業希望者の住居の斡旋や整備等により、新規就業者の受入体制の整備を図ります。
- ・多くの定置漁業では、従業員の確保が困難となっていることから、漁師塾等の漁業体験への支援を継続するとともに、就業希望者に的確に情報が提供できる仕組みづくりを検討します。
- ・定置漁業について、各経営体のニーズ・課題と新技術のマッチングを支援するなどA I・I C T等の活用を促進するとともに、操業の効率化や鮮度向上等の先進的な取組について横展開を促進します。
- ・経営の合理化等には、市場統合等による流通の効率化や高度化を図ることが重要であるため、水産物の集荷出荷機能を集約して必要な施設の充実等の対策を実施し、拠点市場の整備を進めます。
- ・多様化する消費者ニーズに対応しつつ、積極的に県水産物の提供や情報発信を継続することが重要であることから、消費者に直接提供できる直販施設等の整備を進めます。
- ・大量に漁獲された水産物等を有効活用し、安定した漁業経営や就労環境の改善を図ることが重要であるため、未利用資源や大量の漁獲物の一時保存を可能とする水産加工施設等の整備を進めます。
- ・作業の省力化や効率化により経営の安定化を図ることが重要であるため、協業化や安全操業に向け、必要な漁労機器の導入等の漁業施設の整備を進めます。
- ・漁業外収入の確保も漁協経営上、必要な要素であるため、遊漁者が利用できる海洋レクリエーション施設の整備を進めます。
- ・定置漁業やまき網漁業等の漁獲物や低・未利用魚を加工した商品開発を促進します。
- ・県産水産物の消費拡大を図るため、「サニー市」や「大紀町ふれあいまつり」など地域イベントへの積極的な参画、「おさかなフェスタ南伊勢」や「錦ぶりまつり」等の漁協等が主催するイベントの開催、関係団体との協働による加工体験や郷土料理の提供などの魚食普及のための新たな仕組み作り、水産物を提供する飲食店や居酒屋チェーン店等との連携による販路拡大を支援します。
- ・熊野灘地域で取組が広がってきてているヒロメ養殖やヒジキ場の再生、尾鷲湾でのカキ養殖などの本格的な事業化に向けて、各地区の取組段階に応じて支援を行います。
- ・熊野灘地域では、6次産業化に取り組む大規模経営体や大手資本の参入、地域外の女性による事業承継などの事例もみられることから、多様な事業者の水産業及び漁村への参入を通じて、地域の活性化につなげていけるよう、地域との調整など課題の解決を支援します。
- ・浮魚礁の整備を進めるとともに、適正管理と利用秩序の維持に努めます。

3－4 内水面地域

内水面地域では、14河川において漁業権（第5種共同漁業権）が設定され、内水面漁協の管理のもと、組合員、遊漁者が、友釣り、刺し網等により、アユ、アマゴ（アメゴ）などを採捕しています。また、木曽三川河口域（海域を除く）では、シジミ類が漁獲されています。

内水面地域の活性化を図っていくためには、内水面における水産資源の保全及び活用を図るとともに、内水面の生態系保全や河川環境の維持、自然の大切さを学べる交流の場を提供するなど多面的機能の発揮を促進させていく必要があります。

（展開方向）

- ・内水面における水産資源の保全及び活用に資するため、稚アユ放流など漁業権対象魚種の増殖のための取組を支援するとともに、ドローン等による新しいカワウ駆除技術の情報提供などカワウ等による食害防止対策を支援します。
- ・アユ冷水病やコイヘルペスウイルス病等の蔓延防止に資するため、罹病した魚の移動の制限等の措置を実施します。
- ・アユの生息に悪影響を及ぼす諸要因とその実態を把握し、アユ資源を維持・増大させるための方策を検討します。
- ・シジミ類の資源動向を把握するために地元漁業者等が行う漁場調査等に協力するとともに、資源評価に基づいた持続的な資源活用を推進します。
- ・遊漁者数の増加につながるよう、天然資源を守りつつ、多様化する遊漁者ニーズに応える魅力的な川づくりについて検討を進めます。
- ・ウナギ養殖業者に対して適正な池入れが行われるよう指導等を行います。
- ・ウナギ資源の適正な管理に資するため、産卵のために河川から海へ下る「下りウナギ」の再放流など産卵親ウナギの保護を推進するとともに、県内シラスウナギの採捕にあたり、密漁監視や採捕報告等の遵守を徹底します。
- ・地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を推進します。
- ・漁場環境・生態系の維持・回復に資するため、ヨシ帯の保全や河川の清掃活動など、漁協等が行う取組を促進します。

第5 計画の推進体制

1 推進体制

- ・計画に掲げる施策を着実に推進し、その目標を実現していくよう、取組の主体である水産業者等をはじめ、県、県民が、それぞれの責務と役割のもと、互いに連携・協力し、一体となって取組を進めます。
- ・地域の現状や漁業種類ごとの課題に応じて、水産業及び漁村の振興が図られるよう、地域水産業再生委員会や海女振興協議会、三重県海水養魚協議会、三重県黒のり養殖研究会、三重県真珠振興協議会など水産業者等が組織する団体と連携し、課題の共有や指導・助言を行うなど、水産業者等が主体となった取組を促進します。
- ・水産業及び漁村を取り巻く情勢の変化に的確に対応していくよう、府内各部局との横断的な連携を図るとともに、大学等の高等教育機関や民間事業者等と連携して施策を開拓していきます。
- ・特に、令和元年度に発生したアコヤガイの大量への死で被害を受けた真珠養殖については、I C T ブイによる漁場環境の情報等の提供や詳細な原因究明等の被害軽減対策、制度資金の無利子化などの経営支援対策を進めるとともに、真珠養殖業者をはじめとする水産業者等、国、市町等と連携し、真珠の生産性や品質向上に向けた技術開発、真珠の需要増進に向けた国内外での真珠の魅力の P R など真珠振興に向けた取組を進めています。

2 進捗管理

- ・計画の実効性を確保するため、水産業及び漁村の振興に関する施策について、条例に基づいて作成する実施状況の報告により、三重県水産業・漁村振興懇話会で有識者の意見を聴くとともに、議会に毎年度報告し、県民の方々に公表します。
- ・毎年度、施策の評価を実施し、その結果を踏まえ見直しや改善を行います。

参考資料

1 用語の解説

A B C (アルファベット)

用語	解説
A I (人工知能)	(Artificial Intelligence) 人工知能。機械学習ともいわれる。
A I S (自動船舶識別装置)	(Automatic Identification System) 船舶の識別符号、種類、位置、針路、速力、航行状態及びその他の安全に関する情報を自動的に V H F 帯電波で送受信し、船舶局相互間および船舶局と陸上局の航行援助施設等との間で情報の交換を行う装置。
B C P (事業継続計画)	(Business Continuity Plan) 災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から事前に対応策などを定めた計画。
H A C C P	(Hazard Analysis and Critical Control Point) 食品製造工程の各段階で、発生する可能性のある危害を予測・分析し、衛生管理上重要なポイント（加熱工程等）を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法。
I C T (情報通信技術)	(Information and Communication Technology) I T (Information Technology) とほぼ同義であるが、コンピューター関連の技術を I T、コンピュータ技術の活用に着目する場合を I C T と区別して用いる場合もある。国際的には I C T が定着している。
I Q (個別割当) 制度	漁獲可能量を漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲量の管理を行うもの。
S D G s	(Sustainable Development Goals) 持続可能な開発目標。持続可能な環境や社会を実現するために先進国、開発途上国を含む全ての国が取り組むべき開発目標として、2015年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。漁業に関する目標としては、「14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」がある。

Society5.0	「狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会」を指すもので、「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)において初めて提唱された。また、「超スマート社会」として「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人々が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、活き活きと快適に暮らすことのできる社会」と定義している。
TAC（漁獲可能量）制度	(Total Allowable Catch) 水産資源の適切な保存・管理を進めるため、マアジ、マイワシ、サバ類など魚種ごとに年間の漁獲可能量を定める制度。

五十音

用語	解説
あ行	
海女もん	鳥羽・志摩地域の海女が採取した魚介藻類及びそれらを主な原料とする加工品に対する共通ブランド名（商標取得済み）。
か行	
カキサミット	全国のカキ生産者などが、カキ養殖の持続的発展を目的に開催するイベント。平成28年度は三重県で開催された。
さ行	
栽培対象魚種	漁獲の安定と増大につなげるため、種苗の生産や放流、育成を推進する魚種。三重県では、マダイ、ヒラメ、トラフグ等を対象としている。
細胞貝	真珠層の形成を促す目的で、核とともに母貝*に挿入される外套膜の小片（ピース）を採取するためのアコヤガイ。 母貝*や細胞貝の品質が生産される真珠の品質に大きく影響するため、目的にあつた選抜育種が行われている。
シングルシード	1枚のホタテガイの殻に数十個の幼生を付着させ、そのまま出荷まで育てる従来の養殖方法ではなく、稚貝の段階で一個ずつ、分離した状態でかごなどに入れて育てる養殖手法。貝殻の形や身入りがより良くなるメリットがある。
水産エコラベル	生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品に添付するラベル。
水産多面的機能	水産物を供給する機能に加えて、水産業及び漁村が担っている、国境監視・海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供などの機能。

水福連携	漁協や漁業者等の水産分野と福祉的就労事業所等の福祉分野が連携して、障がい者に対する漁業就労機会の提供を図る取組。
は行	
母貝（真珠母貝）	真珠養殖において、真珠を作らせるためのアコヤガイ。母貝や細胞貝*の品質が生産される真珠の品質に大きく影響するため、細胞貝同様、目的にあった選抜育種が行われている。
ら行	
漁師塾	若者などの水産業への就労・就業を促進するため、漁業技術の研修等を通じて人材育成や就業支援を行う育成機関。

2 三重県水産業及び漁村の振興に関する条例

令和2年3月24日 三重県条例第四号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本計画（第八条）

第三章 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策

第一節 水産資源の維持及び増大並びに競争力のある養殖業の構築（第九条・第十条）

第二節 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化（第十二条—第十四条）

第三節 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築（第十五条—第十八条）

第四節 その他の施策（第十九条・第二十条）

附則

三重県は、千キロメートル以上に及ぶ海岸線を有し、静穏で遠浅の砂浜が広がる伊勢湾、リアス海岸の志摩半島、黒潮の影響を強く受ける熊野灘、さらには宮川をはじめとする大小の河川など、豊かな漁場に恵まれ、漁船漁業のほか、伝統的な海女漁業や本県が技術発祥の地である真珠養殖業など、地域の特性を活かして古くから多種多様な水産業が営まれてきた。

また、本県の水産業は、豊かな海や河川の恵みを享受し、漁村地域の主幹産業として、全国有数の生産量を誇っており、安全で安心な水産物の安定供給や、観光業などの幅広い産業と密接に連携した地域経済の発展、漁村文化や漁村コミュニティの形成などに大きく貢献してきた。

しかしながら、水産資源の減少、漁場環境の悪化や漁業者の高齢化、気候変動等による海洋環境の変化など、水産業や漁村を取り巻く情勢は厳しさを増している。

このような状況の下、本県の水産業が情勢の変化に的確に対応し、水産物の安定的な供給が確保されるとともに、漁村文化の継承をはじめとする漁村の役割が将来にわたって持続的に發揮されていかなければならない。

ここに、県、市町、水産業者等、県民が互いに連携して、豊かな海や河川を将来に引き継ぎ、力強い水産業と活力に満ちた漁村の構築を計画的に推進することにより、「水産王国みえ」としてさらなる発展を図るため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、水産業及び漁村の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び水産業者等、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 水産業 漁業及び水産加工業をいう。
- 二 水産業者等 水産業を営む者及びこれらの者が組織する団体をいう。
- 三 県産水産物 県内で生産された水産物をいう。

(基本理念)

第三条 水産業及び漁村の振興は、将来にわたって水産業が安定的に継続され、県民が豊かな県産水産物のすばらしさを実感していることが重要であることに鑑み、次に掲げる事項が推進されることを基本としなければならない。

- 一 将来にわたって漁業が継続的に行われ、漁業者が一定以上の所得を確保しているよう、水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な保存及び管理によりその維持及び増大を図るとともに、競争力のある養殖業が確立されること。
- 二 様々な世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に継承できる魅力ある水産業及び漁村が確立しているよう、多様で意欲のある若者が漁業に就業し、及び漁業技術が伝承されるとともに、漁業者自らが高い付加価値を創出すること等により水産業者等の経営力が強化されること。
- 三 災害に強く生産性が高い水産業及び安心で快適な漁村が構築されているよう、漁村地域の防災及び減災対策、水産業の持続的な発展に資する基盤整備並びに活力ある漁村づくりが行われること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、国、市町及び水産業者等と連携を図りつつ、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、水産業及び漁村に関する情報の提供等を通じて、水産業及び漁村の振興に関する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

(水産業者等の役割)

第五条 水産業者等は、水産業及びこれに関する活動を行うに当たっては、自らが水産業及び漁村の振興を図る主体であるとの認識の下に、相互に連携して基本理念の実現に向けて主体的に取り組むよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第六条 県民は、水産業及び漁村並びに県産水産物に関する理解を深めるとともに、水産物に関する消費生活の向上及び水域環境の保全に努めるものとする。

2 県内の水域において遊漁その他の余暇活動を行う者及びこれに関する事業を営む者は、航行等の秩序を守り、及び漁業制度に関する理解を深めるとともに、漁業生産活動及び水域環境に影響を与えないよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第七条 県は、水産業及び漁村の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本計画

第八条 知事は、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 水産業及び漁村の振興に関する基本的な方針及び主要な目標
 - 二 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策の実施に関し必要な事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策等の実施状況について公表しなければならない。
- 6 知事は、水産業及び漁村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね五年ごとに、基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。
- 7 第三項及び第四項の規定は、前項の基本計画の変更について準用する。

第三章 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策

第一節 水産資源の維持及び増大並びに競争力のある養殖業の構築

(水産資源の維持及び増大)

第九条 県は、水産資源の適切な保存及び管理を図るため、科学的知見を踏まえた漁獲量及び漁獲努力量の管理、漁業者への指導及び監督、遊漁に係る秩序の形成、密漁対策その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、栽培漁業の推進を図るため、水産動植物の種苗の適正な規模での生産及び放流並びに放流した水産資源の保護その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、水産資源に関する調査及び研究の推進を図るため、海況及び漁況に関する調査及び研究その他の必要な措置を講ずるものとする。

(競争力のある養殖業の構築)

第十条 県は、安全で安心な養殖水産物の安定供給を図るため、疾病のまん延防止等の適切な対策、養殖環境の保全、生産履歴に係る情報の保管及び開示の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、安定的で収益性の高い養殖業の経営の確立を図るため、養殖水産物の需要の拡大、需要に応じた生産及び新たな技術の導入の支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二節 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化

(多様な担い手の確保及び育成)

第十二条 県は、水産業の多様な担い手の確保及び育成を図るため、水産業の魅力の発信、就業希望者の受入環境の整備、労働環境の改善、水産業と福祉に関する事業の連携の促進、水産業者等の漁業及び加工の技術並びに経営管理能力の向上その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安定した漁業経営の育成)

第十三条 県は、安定した漁業経営の育成を図るため、収益性の向上に資する施設の導入の促進、事業の共同化及び拡大の促進、県産水産物の活用に関する漁業者及び水産加工業者間の連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産業協同組合の経営の安定)

第十四条 県は、水産業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二条に規定する水産業協同組合をいう。）の経営の安定を図るため、その組織及び事業の強化及び充実、合併等による再編の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県産水産物の競争力の強化)

第十四条 県は、県産水産物の競争力の強化を図るため、県産水産物に関し、六次産業化等による高付加価値化の促進、観光業その他の産業との連携、衛生管理の高度化及び流通の効率化の促進、輸出の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三節 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築

(水産業の基盤の整備)

第十五条 県は、災害に強く生産性が高い水産業の構築を図るため、漁港及び漁村の防災及び減災対策、漁港及び漁場並びに流通加工施設の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造)

第十六条 県は、水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造を図るため、藻場及び干潟の造成、漁業者等が行う藻場、干潟等の保全活動の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(活力ある漁村の構築)

第十七条 県は、活力ある漁村の構築を図るため、水産業及び漁村が有する文化の継承、景観の保全その他の多面にわたる機能の發揮の促進、水産業及び漁村と観光業との連携の強化の促進、漁港施設等の利用に係る秩序の形成及び積極的な活用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(内水面地域の活性化)

第十八条 県は、内水面地域の活性化を図るため、内水面における水産資源の保全及び活用、内水面における漁場環境の保全及び管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四節 その他の施策

(水産業に関する技術の研究開発の推進及びその成果の普及)

第十九条 県は、水産業に関する技術の研究開発の推進及びその成果の普及を図るため、国、高等教育機関（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学及び同法第百十五条规定する高等専門学校をいう。）、民間企業その他試験研究機関との連携の強化、水産業に応用が可能な技術又は研究を活用した先端的な研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民の理解の促進)

第二十条 県は、県民の水産業及び漁村に関する理解の促進を図るため、水産業及び漁村に関する情報の提供及び学習機会の充実、地産地消の推進、魚食の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画

発行日 令和 2 年 10 月

発行者 三 重 県

編 集 三重県農林水産部水産振興課

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

TEL 059-224-2522